

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画（地域防災課）

1 計画方針

大規模な地震が起こり町内に災害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため、本計画に定めるところにより、「白浜町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連携協力のもとに災害応急対策活動を実施する。なお、災害の規模、程度等から本部を設置するに至らない場合は、本計画に定める警戒体制をもってこれに対処するものとする。

2 警戒体制及び災害対策本部

(1) 警戒体制

地震に関する情報や津波警報等により、災害の発生が予想される場合、災害対策本部設置以前の体制として、下表により警戒体制を発令し、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

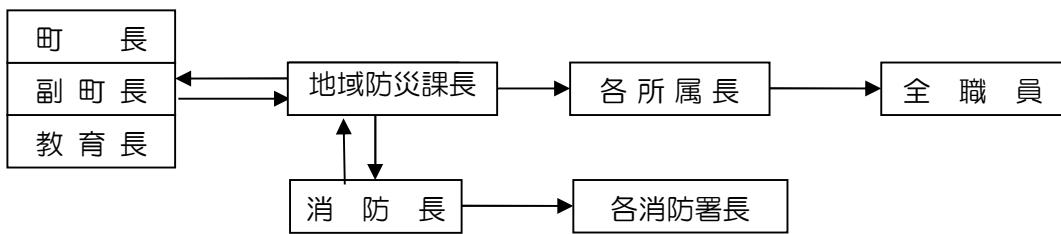
ア 警戒体制の発令の基準及び配備職員の範囲

	発令の基準	配備職員の範囲	備考
警 戒 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき（南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべり等が発生したと評価される場合など） ○ 白浜町で震度3を記録したとき ○ 和歌山県南部で震度4以上を記録したとき（二田辺市以南の地域で震度4以上を記録し、J-ALERTによる防災行政無線の自動起動放送【震度速報】があったとき） ○ その他、地域防災課長が必要と認めたとき 	全職員 (各所属長が必要と認める職員を配置する)	

イ 伝達系統

- a 各所属長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならぬ。
- b 警戒体制に必要な人員は、各所属長の裁量によるものとする。
- c 各所属長は、警戒体制による配置人員について、地域防災課長に速やかに報告しなければならない。
- d 警戒体制の発令及び解除の伝達系統は下記のとおりとする。

伝達系統図



(2) 白浜町災害対策本部

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町長は、「白浜町災害対策本部」（以下、「本部」という。）を設置する。

ただし、町長の指揮を受けることができない場合は、副町長、地域防災課長の順位により指揮を受けるものとする。

また、震災の場合、登庁不能、連絡不能という事態もありうるので、白浜町で震度4以上の地震が発生したときは、副本部長又は災害対策本部員のいずれかが登庁した時点で、町長の職務の代行として災害対策本部の設置を宣言する。（本部員が当庁した時点で、自動的に本部は設置される。）ただし、発生後1時間を経過しても本部員が登庁しない場合は、登庁した職員の最上級の職にあるものが設置を宣言する。

本部は、白浜町役場本庁内に設置し、富田分室を富田事務所に、日置川分室を日置川事務所にそれぞれ設置するものとする。

なお、設置すべき施設が被災した場合は、次の施設へ設置するものとする。

（白浜町役場本庁、富田事務所、日置川事務所が被災した場合の設置場所）

- ・白浜町災害対策本部 → 白浜町消防本部庁舎
- ・同本部富田分室 → 清掃センター
- ・同本部日置川分室 → 日置川消防署

ア 本部の設置及び廃止基準並びに配備職員の範囲

(1) 設置基準

	設置の基準	配備職員の範囲	備考
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価される場合） ○ 白浜町で震度4以上を記録したとき ○ 和歌山県に津波注意報が発表されたとき ○ 和歌山県に津波警報が発表されたとき ○ 和歌山県に大津波警報が発表されたとき ○ 町長が必要と認めたとき 	全職員	職員は、各所属所に参集する。所属所への参集が不可能な場合、それぞれの居住地から最寄りの施設に参集する。

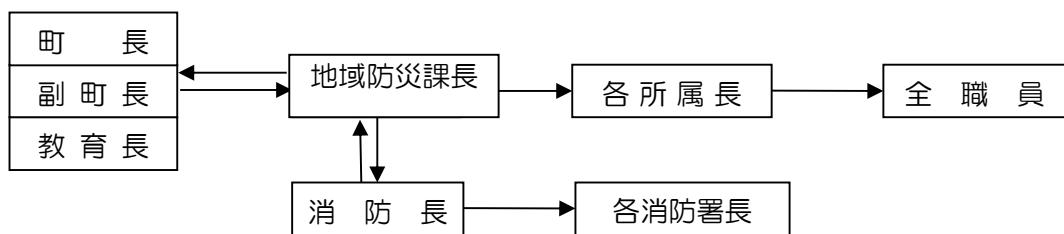
② 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

イ 伝達系統

- a 各所属長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならぬ。
- b 各所属長は、災害対策本部による配置人員について、地域防災課長に速やかに報告しなければならない。
- c 災害対策本部の設置及び解除の伝達系統は下記のとおりとする。

伝達系統図

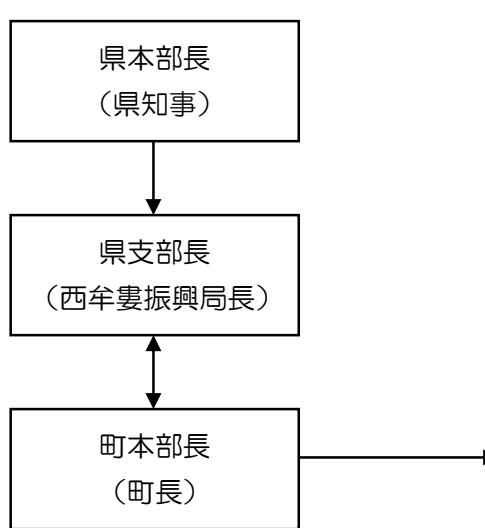


ウ 組織編成

① 組織

a 本部組織

本部の組織は以下のとおりとし、本部長の総括のもとに防災体制をとる。



	組織の名称	構成員
災	本部長	町長
害	副本部長	副町長 教育長 消防長
対	富田分室	富田事務所長
策	日置川分室	日置川事務所長
本	総務部	地域防災課長（部長）
部	//	総務課長
組	//	議会事務局長
織	防災部	消防本部次長（部長）
	//	白浜消防署長
	//	日置川消防署長
	調査部	税務課長
	民生部	民生課長
	//	住民保健課長（部長）
	環境部	生活環境課長
	商工部	観光課長
	建設部	建設課長
	上下水道部	上下水道課長
	農林水産部	農林水産課長
	教育部	教育委員会教育次長

b 指揮命令系統の確立

(ア) 災害対策本部の指揮権は本部長にあるが、本部長に事故があるときは、地方自治法第152条の規定を準用し、①副本部長（副町長）、②地域防災課長の順位により指揮をとる。その者に事故があるときは、町長の職務を代理する吏員の順序を定める規則に準じる。

(イ) 富田分室及び日置川分室においては、本部長の指揮のもと、各分室長が指揮をとる。

ただし、災害の状況等により本部長が必要と認めたときは、副本部長を分室へ派遣し、その指揮を受けるものとする。

c 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を本庁会議室等において開催する。本部会議の会議内容は概ね次のとおりとする。

(ア) 報告事項

- 気象情報及び災害情報
- 配備体制について
 - ・災害対策本部各部の配備体制
 - ・県の配備体制
 - ・自衛隊及び公共機関等の配備体制
- 各部措置事項について
- 被害状況について
- その他

(イ) 協議事項

- 県との調整事項
- 応急対策への指示
- 各部間調整事項
- 県への自衛隊災害派遣要請の要否
- 県及び他市町村応援要請の要否
- 被害状況調査の実施決定
- 被災者に対する見舞金品給付の決定
- 次回本部会議開催予定日時の決定
- その他

② 編成及び事務分掌

a 本部

本部に分室及び部を設け、各分室に分室長、各部に部長を置く。

(ア) 各分室長

各分室長は、本部長の命を受け、当該分室の指揮をとるとともに、分室に属する事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(イ) 各部長

各部長は、本部長の命を受け、当該部に属する事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(ウ) 編制及び事務分掌

各分室及び各部の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであつて、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議においてその都度定めるものとする。

○ 白浜町災害対策本部の編成

分室及び部名	分室長及び部長	担当課
富田分室	富田事務所長	富田事務所
日置川分室	日置川事務所長	日置川事務所、教育委員会日置川教育事務所
総務部	地域防災課長	地域防災課、総務課、議会事務局、出納室
防災部	消防本部次長	消防本部（白浜消防署、日置川消防署）
調査部	税務課長	税務課
民生部	住民保健課長	民生課、住民保健課
環境部	生活環境課長	生活環境課
商工部	観光課長	観光課
建設部	建設課長	建設課
上下水道部	上下水道課長	上下水道課
農林水産部	農林水産課長	農林水産課
教育部	教育委員会教育次長	教育委員会

○ 白浜町災害対策本部の事務分掌

(●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動)

分室及び部名	担当課	事務分掌
富田分室	富田事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象情報の受理及び伝達に関するこ ● 分室の運営に関するこ ● 分室会議の運営に関するこ ● 災害対策本部等との連絡調整に関するこ ● 高齢者等避難、避難指示の伝達に関するこ ● 地域の被害調査に関するこ ● 避難所の運営に関するこ ● 被災高齢者等要配慮者の援護に関するこ ○ 住民からの各種相談に関するこ
日置川分室	日置川事務所 教育委員会日置川教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象情報の受理及び伝達に関するこ ● 分室の運営に関するこ ● 分室会議の運営に関するこ ● 災害対策本部等との連絡調整に関するこ ● 高齢者等避難、避難指示の伝達に関するこ

(●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動)

分室及び部名	担当課	事務分掌
総務部		<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、通信機器に関すること ● 地域の被害調査に関すること ● 避難所の運営に関すること ● 被災高齢者等要配慮者の援護に関すること ● 情報管理機器の維持管理に関すること ● 災害写真等の収集、災害記録に関すること ● 関西電力株との情報交換及び連絡調整に関すること ○ 職員の人員調整に関すること ○ 住民からの各種相談に関すること ○ 罹災証明書等の発行に関すること
	地域防災課	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災会議に関すること ● 気象情報の受理及び伝達に関すること ● 災害対策本部の運営に関すること ● 県、関係機関への被害状況等の報告に関すること ● 高齢者等避難、避難指示の発令に関すること ● 防災行政無線、通信機器に関すること ● 自衛隊の派遣要請に関すること ● 派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れに関すること ● 自主防災組織との連絡調整に関すること ● 災害対策活動の広報に関すること ○ 復旧計画の総合調整に関すること ○ 備蓄食料、資機材の調達に関すること ○ その他災害対策全般に関すること
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業雇用等に関すること ● 公用令書に関すること ● 県及び他市町村への応援依頼に関すること ● 自治会組織との連絡調整に関すること ● 報道機関との連絡と相互協力に関すること ● 情報管理機器の維持管理に関すること ● 本庁舎の建物、設備などの被害調査に関すること ● 総合支所の建物、設備などの被害調査に関すること ● 町所管等の建物、設備などの被害調査に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 職員の人員調整に関すること ○ 災害対策予算及び財政計画に関すること ○ 災害支援金の分配に関すること
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 町議会との連携に関すること ● 各部との調整及び指示に関すること ● 部内各課の応援に関すること ● 避難所の運営に関すること
	出納室	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の会計に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 災害支援金の保管に関すること

(●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動)

分室及び部名	担当課	事務分掌
調査部	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の集計取りまとめに関すること ● 避難所の開設・閉鎖に関すること ● 避難所の運営に関すること ● 車両の確保に関すること ○ 税の減免に関すること ○ 災害見舞金対象家屋等の被害調査に関すること ○ 稽災証明書等の発行に関すること
民 生 部	民生課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の運用、計画及び実施に関すること ● 被災者の安否問い合わせに関すること ● 要配慮者に関する人的被害調査に関すること ● 炊き出し及び食料の配布に関すること ● 日赤奉仕団等の応援要請、受け入れに関すること ● 被災高齢者等要配慮者の援護に関すること ● 施設入居者の避難に関すること ● ボランティアの受け入れに関すること ● 保育園児、幼稚園児の避難、保護に関すること ● 保育園、幼稚園、社会福祉施設等の被害調査、応急対策に関すること ● 保育機関への広報活動に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 災害時の応急保育に関すること ○ 義援金品の受付、分配に関すること ○ 災害見舞金に関すること ○ 身元不明者引取人の確認及び処置に関すること ○ 死亡者遺族への弔意に関すること ○ 被災者の実態調査に関すること ○ 生活再建支援制度等に関すること
	住民保健課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の運用、計画及び実施に関すること ● 被災者の安否問い合わせに関すること ● 住民個人情報のデータ管理に関すること ● 保健所、医療関係との連絡調整に関すること ● 医療救護班の編成に関すること ● 医療救護所の設置に関すること ● 医療救護全般に関すること ● 負傷者の収容、搬送に関すること ● 感染症の予防に関すること ● 助産及び乳幼児の救護に関すること ● 医療品・衛生材料等の確保に関すること ● 避難者のメンタルヘルスに関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 上水道を除く水の消毒に関すること ○ 被災地域の防疫及び消毒に関すること ○ 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること ○ 埋火葬許可書、処理台帳等に関すること

(●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動)

分室及び部名	担当課	事務分掌
環境部	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理施設等の被害調査に関すること ● 仮設トイレ等に関すること ● ごみ処理及び清掃に関すること ● し尿処理及び清掃に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 廃棄物処理及びし尿処理業者の動員に関すること ○ 廃棄物処理施設等の応急対策に関すること ○ 災害廃棄物の処理に関すること ○ 災害廃棄物一時収集場所の確保に関すること ○ 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること
商工部	観光課	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光者の避難、輸送に関すること ● 観光、宿泊施設への災害情報の周知に関すること ● 海水浴場利用者の避難に関すること ● 観光、商工業施設の被害調査に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 中小企業被災者に対する融資に関すること ○ 生業資金の貸付けに関すること
農林水産部	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産物の被害調査に関すること ● 漁港区域の樋門、水門、ゲートに関すること ● 農地、農林施設の被害調査に関すること ● 農道、林道の被害調査に関すること ● 漁港施設の被害調査に関すること ● 食糧の輸送に関すること ● 物資の輸送に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 農林水産業経営体に対する支援に関すること ○ 農林水産施設の応急対策及び復旧に関すること
建設部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、河川、海岸施設の被害調査に関すること ● 河川、海岸の樋門、水門、ゲートに関すること ● 土木建築関係業者への協力要請に関すること ● 重機による救助活動に関すること ● 応急復旧資機材の調達及び保管に関すること ● 住宅及び宅地、町営住宅の被害調査に関すること ● 危険箇所の調査及び立入規制に関すること ● 公園施設等の被害調査に関すること ○ 応急仮設住宅建設に関すること ○ 住宅の応急修理に関すること ○ 被災宅地危険度判定に関すること ○ 建築物の応急危険度判定に関すること ○ 被災建築物の応急措置の技術指導に関すること ○ 障害物の除去に関すること ○ 公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること

(●は特に初動期に重要な活動、○は初動期以後の活動)

分室及び部名	担当課	事務分掌
上下水道部	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の被害調査に関すること ● 水道に関する広報活動に関すること ● 飲料水の確保及び応急給水活動に関すること ● 避難所、病院等への緊急給水に関すること ● 下水管・施設の被害調査に関すること ● 市街地の排水対策に関すること ● 仮設トイレの設置に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 水道施設の応急対策及び復旧に関すること ○ 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること
防災部	消防本部 白浜消防署 日置川消防署	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防吏員及び消防団員の動員に関すること ● 気象情報、災害情報の受理・伝達に関すること ● 消火活動に関すること ● 災害の予防、警戒、巡視及び防御に関すること ● 被災者の救助、救出に関すること ● 行方不明者の捜索に関すること ● 避難誘導に関すること ● 水防活動に関すること
教育部	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の避難及び救護に関すること ● 教職員の動員に関すること ● 教育機関への広報活動に関すること ● 児童・生徒の被災状況調査に関すること ● 学校施設の被害調査に関すること ● 避難指定施設の運営保全管理に関すること ● 社会教育施設の被害調査に関すること ● 社会教育施設の利用者の避難に関すること ● 応急給食対策及び炊き出しに関すること ● 本部、他部との連絡調整に関すること ● 避難所の運営に関すること ○ 応急教育に関すること ○ 学用品及び教科書の調達、配分に関すること ○ 学校施設の応急対策及び復旧に関すること ○ 学校関係機関、その他団体との連絡調整に関すること ○ 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること ○ 社会教育団体との連絡調整に関すること ○ P T A等の教育団体との連絡調整に関すること ○ 文化財施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること

注1 災害対策本部を設置するに至らない規模の災害においても、原則として、本分担務に基づき任務に当たるものとする。

- 2 各分室及び各部の長は、その分担任務を確認するとともに、所属職員にあらかじめその内容を周知しておくこと。
- 3 各分室及び各部の長は、災害応急復旧、避難所の運営、被害状況調査、炊き出し、消毒など通常枠以上の人員を要する任務を遂行するにあたり所属職員のみでは、十分

対応できないと判断した場合、総務部長へその旨報告し、他部からの応援を要請することができる。総務部長は、その必要があると判断したときは、各分室・各部配備職員から必要な人員を動員し、動員される分室・部の長を通じて要請のあった任務を遂行するよう指示するものとする。

- 4 各分室及び各部は、町内における人的被害、住家被害等を未然に防ぐため、所管する施設等に対し必要な措置を講じること。（土のうによる浸水対策など）
- 5 各分室及び各部は、分担任務の実施に必要な消耗品・備品等について、平時から整備しておくこと。

b 職員の証票等

災害緊急対策において、町職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、調査等を行う場合は、腕章又は名札を着用する。

本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

(3) 白浜町災害対策普及員及び白浜町緊急時災害活動員

ア 白浜町災害対策普及員

- 職員の危機管理意識の向上及び職員防災体制に基づく、より的確な災害対応を図るとともに一層の災害に強い防災まちづくりを推進するため、白浜町災害対策普及員を各課等に設置する。
- 災害対策普及員は、課等の長からの推薦に基づき、町長が選任するものとし、課等の長が推薦する職員は、当該課の所属職員のうち、副課長級の職にあるものとする。ただし、当該職が配置されていない場合は、この限りでない。

イ 白浜町緊急時災害活動員

- 災害時における初動期の応急対策活動を迅速かつ円滑に遂行するため、白浜町緊急時災害活動員を置く。
- 災害活動員は、総務課、日置川事務所に所属する係長級の職にある職員のうちから、町長が任命する。

第2節 動員計画（地域防災課）

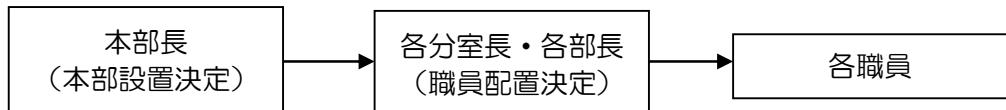
1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の項目について定める。

2 計画内容

(1) 勤員の系統

本部における職員の動員は、次の系統で伝達する。



(2) 動員の伝達

本部を設置したときは、総務部長は直ちに各分室長及び各部長に連絡し、連絡を受けた各分室長及び各部長は所属職員に連絡する。

(3) 動員の方法

各分室及び各部は、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

(4) 職員の応援

各分室及び各部の長は、災害応急復旧対策等の実施に当たり所属職員のみでは十分対応できないと判断した場合、総務部長へその旨報告し、他部からの応援を要請することができる。総務部長は、その必要があると判断したときは、各分室・各部配備職員から必要な人員を動員し、動員される分室・部の長を通じて要請のあった任務を遂行するよう指示するものとする。

(5) 県の職員の派遣要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、県知事に対し、文書等により派遣を要請するものとする。

(6) 他市町村等への協力体制

県知事から他市町村等への協力を指示されたときは、自らの応急対策に支障のない限り積極的に協力するものとする。

(7) 国もしくは他の都道府県及び市町村の職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請

ア 国の職員の派遣要請及び派遣あっせん要請

- ① 基本法第29条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- ② 基本法第30条の規定に基づく国の職員の派遣あっせん要請

イ 他都道府県及び市町村の職員の派遣要請

- ① 地方自治法第252条の17の規定に基づく他の都道府県及び市町村の職員の派遣要請
- ② 町が締結している応援協定による職員の派遣要請
- ③ 関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- ④ 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ⑤ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請

(8) 近畿地方整備局の職員の派遣要請

「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づく派遣要請

第2章 情報計画

第1節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達計画（和歌山地方気象台・和歌山県・地域防災課・日置川事務所・消防本部）

1 計画方針

地震による、高潮、波浪、洪水、津波に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

2 計画内容

(1) 津波予報、津波に関する情報の種類と内容

ア 津波予報区

日本の沿岸は、66 の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が1 つの予報区であり予報区名称は「和歌山県」である。



イ 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報（気象庁発表）

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で

発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

〈津波警報・注意報の種類〉及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	----------------------	---------	---

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等と避難のポイント

- 沿岸の海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もあります。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報等が解除されるまでは、避難を続けましょう。

〈津波予報の発表基準とその内容〉

発表基準	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を津波に関するその他情報に含めて発表します。

津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海进入到の作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表します。
----------------------	--

ウ 地震情報（震度、震源、地震活動等）及び津波情報の種類と内容

〈緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）注1	・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所＜震源＞の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域名及び震度4が予測される地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（注2））
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表 又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表。

注1) 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合[緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける]

注2) 白浜町における、緊急地震速報及び震度速報で用いる区域の名称は「和歌山県南部」

〈津波情報の種類〉

津波情報の種類	発表内容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（＊1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達予想時刻や予想高さを津波予報区単位で発表する。（＊2）

* 1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

* 2 沖合で観測された津波の最大波の観測値及び沿岸での推定値の発表内容（沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点）

警報・注意報の 発表状況	沿岸で推定され る津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

* 3 沿岸からの距離が 100km を超えるような冲合いの観測点では、津波予報区と対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

〈津波観測点（平成 27 年 4 月 1 日現在）〉

津波観測点名称	所 在 地
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港
和歌山白浜沖	白浜町瀬戸崎より沖合約 17 km (GPS 波浪計)

工 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海

「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の決め、家庭における備蓄の確認

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすぺりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

才 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）（気象庁発表）

和歌山地方気象台は、次の基準による関係機関（大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路参照）へ通知する。

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び津波情報
和歌山県に発表されたとき
- ② 地震情報（震度、震源、地震活動等）
 - a 震源震度に関する情報
 - ・ 和歌山県内で震度3以上を観測したとき
 - ・ 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき
 - ・ 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき
 - b 各地の震度に関する情報
和歌山県内で震度1以上を観測したとき
 - c その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

力 震度情報で用いられる地域名称等（白浜町内）（気象庁発表）

地 域 名 称	市 町 村 名	震度発表名称	備 考
和歌山県南部	白 浜 町	白浜町消防本部	気象庁震度計
		白浜町日置	県の震度計

キ 地震解説資料（気象庁提供）

速報版と詳細版があり、速報版は地震発生から30分程度で、詳細版は地震発生から1～2時間程度で提供される。

解説資料の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時 ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が発生している場合、その都度の発表はない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報、注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等を取りまとめた資料

ク 津波の予報業務に関する情報の種類と内容（県提供）

以下の内容により、県から町及び消防本部へ、津波の予報業務に関する情報が提供される。

① 対象とする区域

本町においては、次の区域が対象となっている。

予報対象区域
東白浜、瀬戸、白良浜、才野、中、富田、富田袋、椿1、椿2、市江、笠甫、志原、日置

② 予報の種類

津波予報の項目は、第一波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測とする。

ケ DONENTによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけ（県配信）

リアルタイム地震・津波関連表示システムによりDONENT観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、県より緊急速報メールが配信される。

① 配信する地域

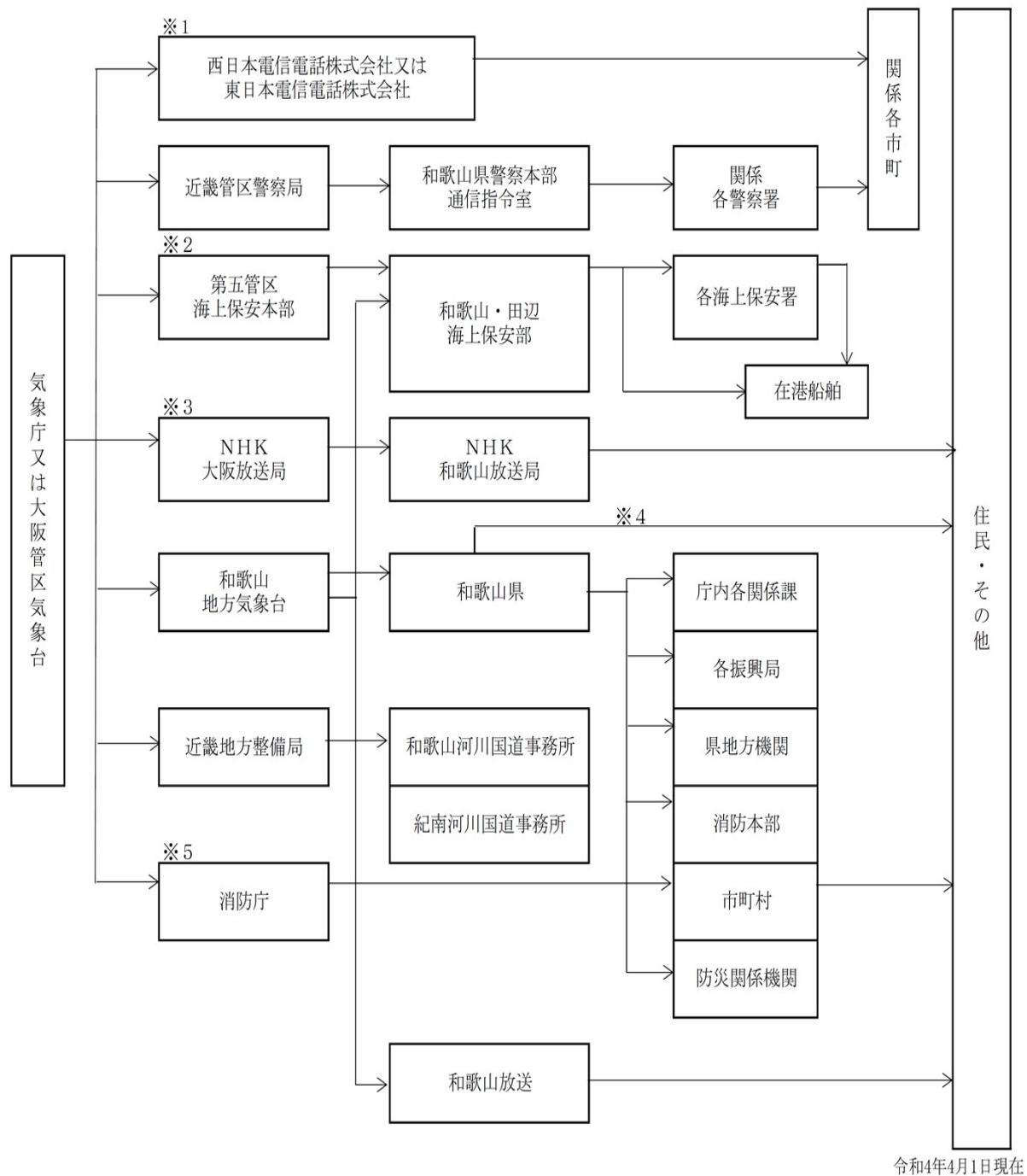
配信する地域は、県内全域とする。

② 配信する内容

津波の観測により、至急高台などへ迅速な避難の呼びかけを行う等の内容を配信する。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の通知と伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達経路（気象庁提供）



(注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。

2 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。

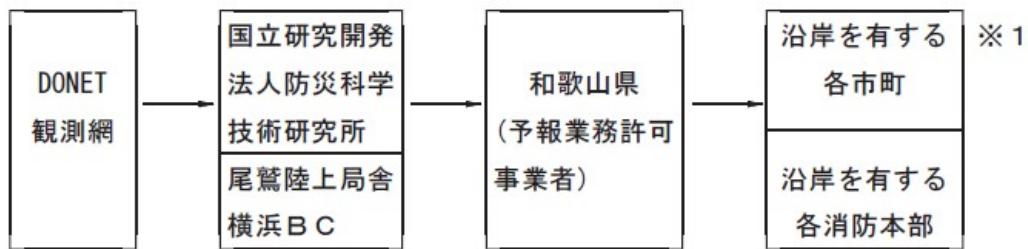
3 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。

4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。

5 ※4は、防災わくやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。

6 ※5は、全国瞬時警報システム（J－ALER T）による。

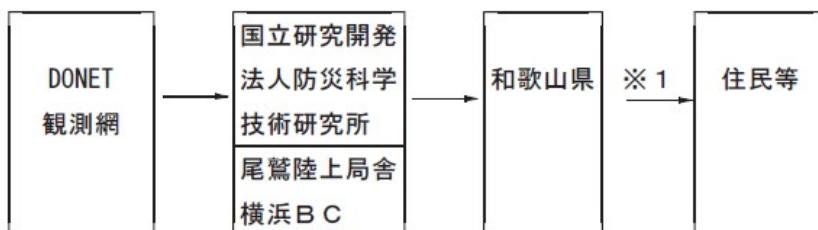
イ 津波予報の伝達経路（県提供）



(注)

- 1 県から沿岸を有する各市町及び沿岸を有する各消防本部への情報については、「津波予測システム」による。
- 2 沿岸を有する各市町村とは、和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、日高町、由良町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町である。
- 3 沿岸を有する各消防本部とは、和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、日高広域消防組合消防本部、御坊市消防本部、田辺市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、新宮市消防本部である。
- 4 ※1は、必要に応じて市町村等が伝達及び対策を行う。

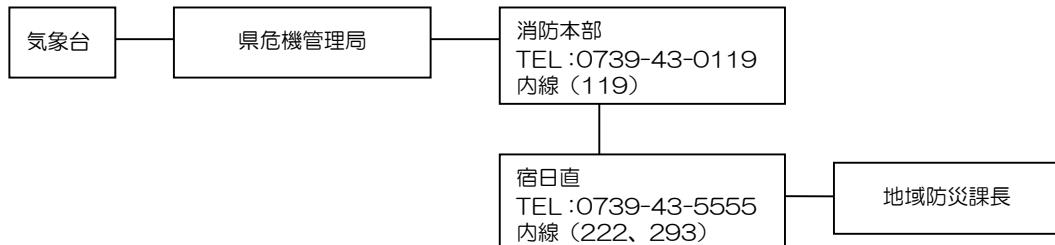
ウ DONE-Tによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけの伝達経路（県提供）



(注) ※1は、緊急速報メール等により伝達する。

工 本庁における措置（警報等）

- ① 勤務時間外に和歌山地方気象台から県を通じて町に通知される警報等は、下記により受領・伝達する。



- ② 地域防災課長は、前項の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
- ③ 地域防災課及び消防本部は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ④ 上記以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。
- ⑤ 関係各課は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、状況を聴取するように努める。
- ⑥ 各事務所は、予報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

才 町長の措置

- ① 町長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対して必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、概ね次のとおりとし、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

- a 広報車による。
- b 防災行政無線による。
- c しらはま安全安心メールサービスによる。
- d 防災情報案内サービスによる。
- e サイレン等による。
- f コミュニティ FM を通じて行う。
- g 防災わかやまメール配信サービスによる。
- h ラジオ、テレビ等による。

- ② 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関する必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう講じておく。

- ③ 町長は、気象台から、津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- ④ 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局等の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
- ⑤ 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
- ⑥ 町長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。
- ⑦ 町長は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）から放送される津波警報等のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の標準サイレン音に統一するものとする。

カ 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

- ① 発見者の通報
異常現象を発見したものは、町長、警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 警察官等の通報
異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び警察署長に通報する。
- ③ 町長の通報
上記の①・②によって異常現象を覚知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。
- ④ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。
 - a 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪
 - b 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感するような地震）と災害を伴う大地震
- ⑤ 周知徹底
異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

キ 災害発生後の措置

- ① 被災地に提供すべき情報
和歌山地方気象台は、二次災害防止のために災害応急対策に資する情報を提供する。
- ② 専門家派遣
知事は、地震に関する情報の活用を図り、災害応急対策に資するため、和歌山地方気象台の職員の派遣を要請することができる。

第2節 被害情報等の収集計画（地域防災課・消防本部・税務課・施設所管各部署）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、町及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して和歌山県総合防災情報システムに入力し、知事に報告する。

2 計画内容

(1) 被害情報の早期収集

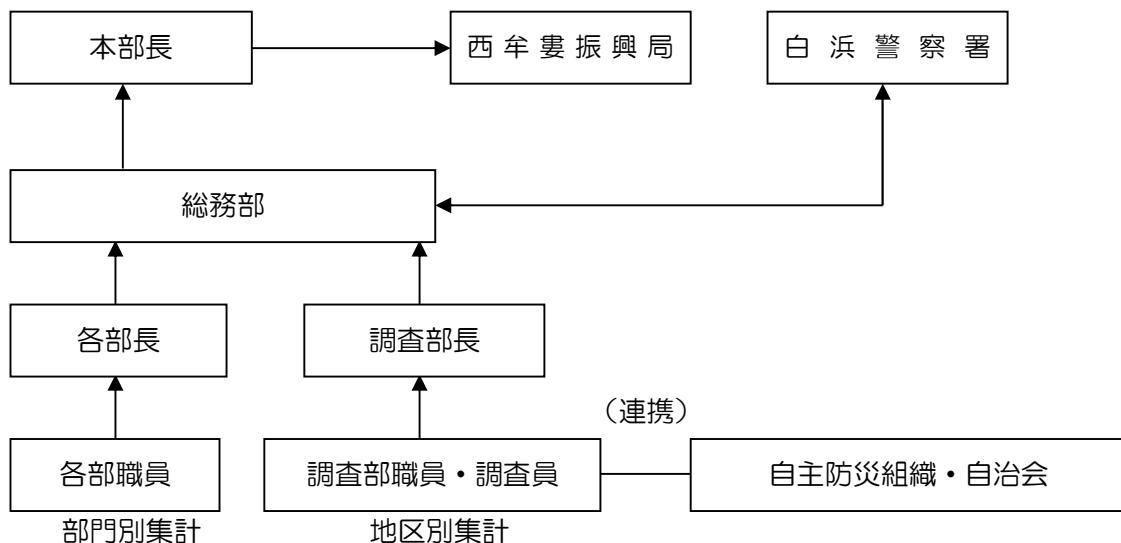
ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

本町は、概略的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

本町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

■情報収集系統図



(2) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務上極めて重要であるから、町は、あらかじめ報告責任者を定めておく。

(3) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

① 発生原因

地震、津波、その他異常な現象、大規模な火災・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

② 報告の基準

本計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後 a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 地震が発生し、県内で震度4以上の記録をしたもの
- g 災害の発生が県下で広域に及び、相当の被害が発生したと認められるもの
- h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

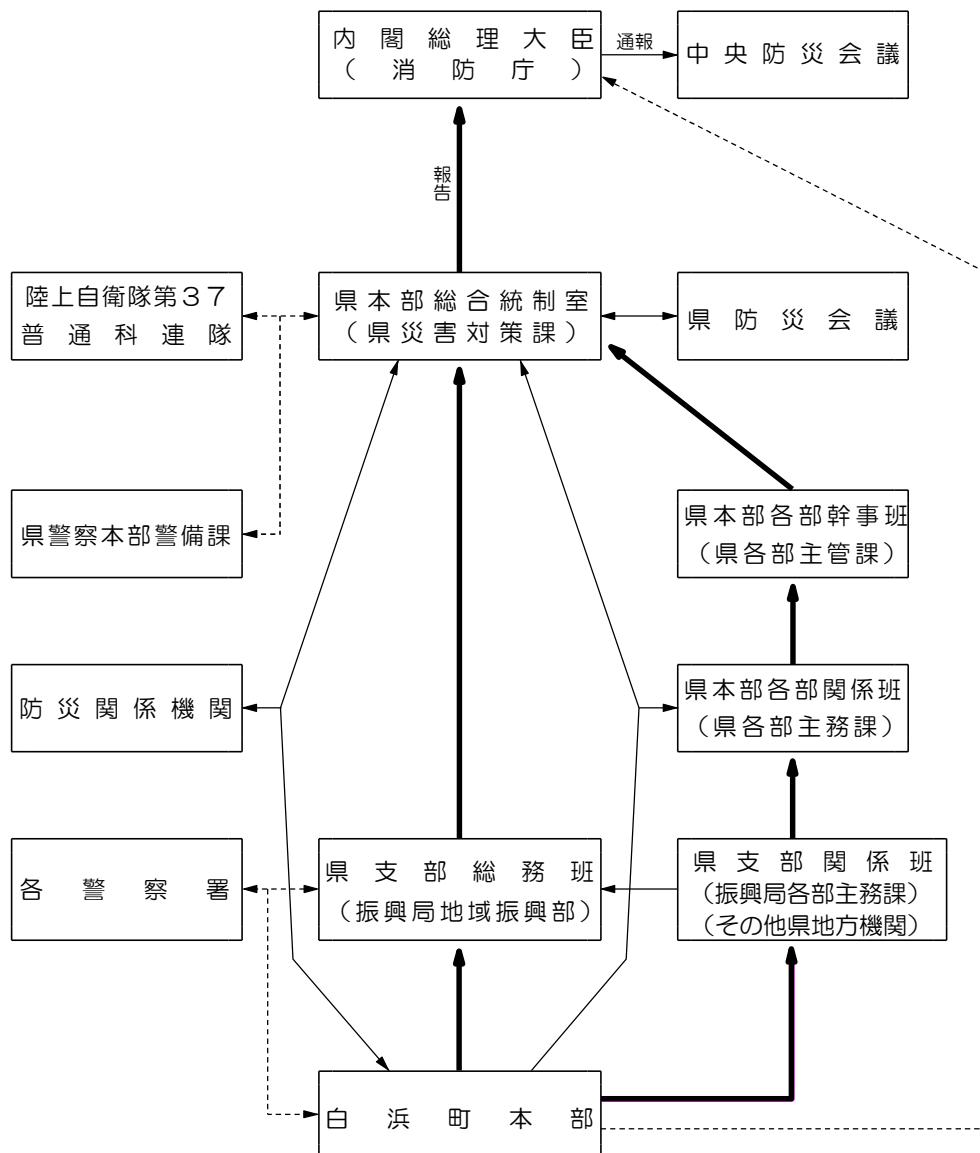
- ① 災害即報
- ② 被害状況報告

(4) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- ② 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。
ただし、本町が通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対しうるものである。
- ③ 119番到着状況については、県のほか、直接国へも報告すること。
- ④ 本町及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、内閣総理大臣（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- ⑤ 報告に当たっては、和歌山県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、防災相互通信波、加入電話、ファクシミリ等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- ⑥ 災害即報事項は、白浜警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保ったうえで行うものとする。
特に、本部においては、被害区分に応じた関係各課等と連絡を密にする。

災害即報系統図



通常の連絡系統

----- 必要に応じての連絡系統

(注) 1 本町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

NTT回線	電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話番号：7-048-500-90-49013 FAX番号：7-048-500-90-49033

夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線	電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話番号：7-048-500-90-49102 FAX番号：7-048-500-90-49036

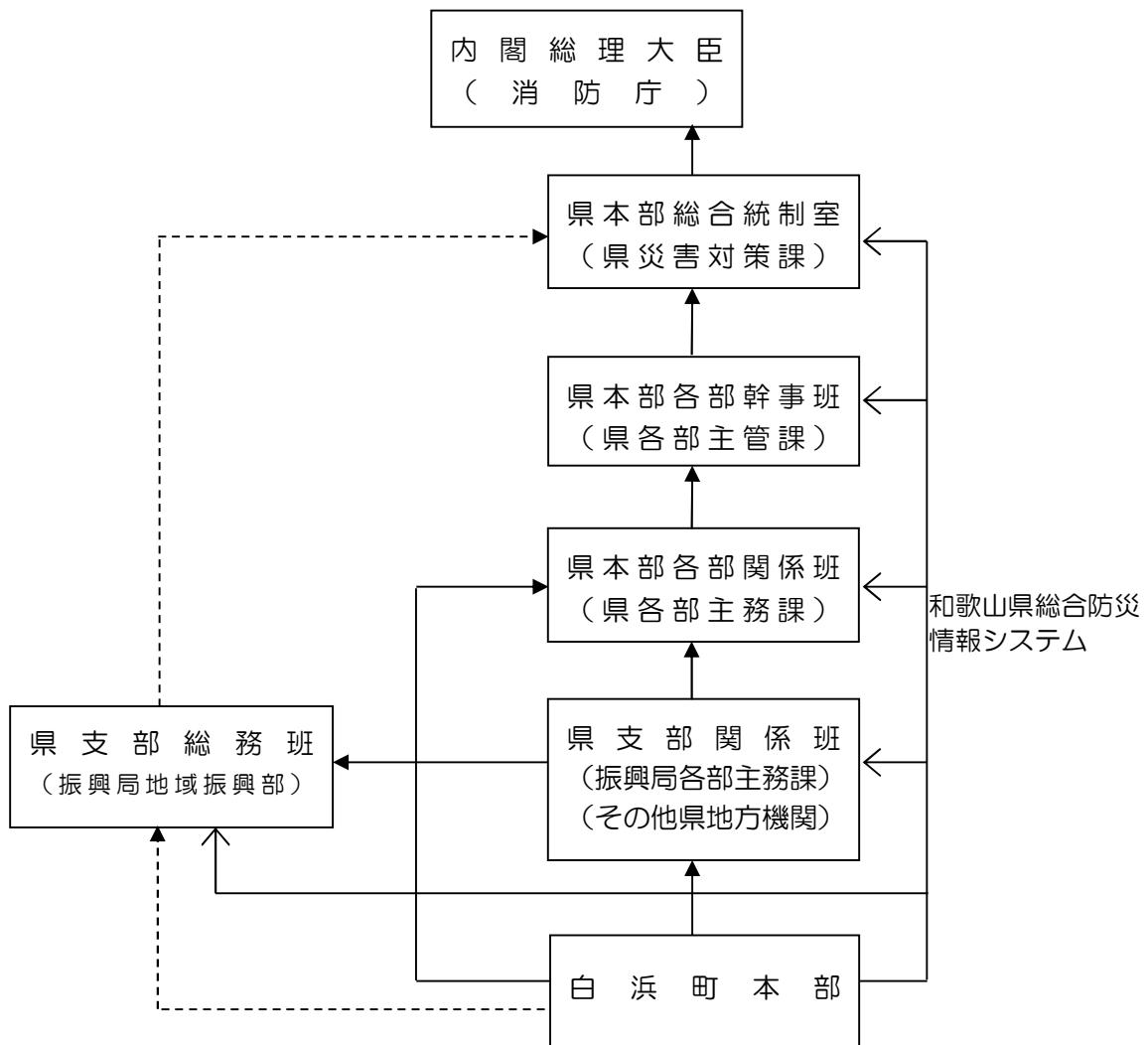
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- 2 本町は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- 3 本町は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、町内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- 4 本町は、県支部総務班を通じて県本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- 5 本部が設置されない場合も前項の図に準じる。
- 6 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとする。

被害状況報告系統図



ウ 被害種別系統

被 告 区 分	白浜町からの報告先	県本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
土 木 関 係	振興局建設部等	県土整備部各課
農 業 関 係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕 地 関 係	振興局農地課	農業農村整備課
林 業 関 係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水 産 関 係	振興局企画産業課	水産振興課
漁 港 関 係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商 工 業 関 係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課
觀 光 関 係	振興局企画産業課	觀光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛 生 関 係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
そ の 他	振興局地域振興部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	振興局地域振興部	関係各課（室） 災害対策課

(5) 被害の収集及び調査要領

ア 町

- ① 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに本部に通報されるよう本計画において体制を整えておくものとする。
- ② 災害が発生したときは、所管する分野に係る部門別集計と町全域を対象にした地区別集計により被害状況調査を実施する。
- ③ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
- ④ 被害が甚大なため本町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 最終的には、概ね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

イ 県支部

- ① 県支部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長を通して積極的に状況把握に当たらせる。また、状況に応じ調査隊を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- ② 県支部長は、本町から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ③ 県支部総務班長は、各班長が把握した被害報告により被害状況報告に準じて管内状況の総括的な取りまとめを行う。

ウ 県本部

- ① 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況及び執られつつある措置を取りまとめ、県本部総合統制室（総括調整班）に通知する。
- ② 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。
調査班を派遣するときは、直ちに県本部総合統制室にその旨連絡する。
- ③ 県本部総合統制室は、自ら収集した状況及び各幹事班から連絡を受けた事項は、被害状況報告に準じて取りまとめる。

(6) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、隨時町及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 町本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 災害通信計画（地域防災課）

1 計画方針

津波警報等の伝達、災害情報（被害状況及び応急対策実施状況等）の収集並びに応急対策の指示伝達、災害時における通信連絡は本計画による。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡のためには、公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができます。

ただし、災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項（2）においては、これらの規定に基づいて行われ得る災害通信方法の特例を掲げた。各機関は、そこに掲げられた方法のうち災害の状況に応じた最も適当なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

なお、災害時に利用することが予想される設備の設置者とは、あらかじめ必要な協議を行っておく。

(2) 災害時における通信方法の特例

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、各関係機関は、基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信連絡を確保する。

① 公衆電気通信設備の優先利用

a 災害時優先電話

(ア) 多くの電気通信事業者では、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b 非常電報

(ア) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、非常電報として取り扱われ、他のすべての電報に先だって伝送及び配達される。

(a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの

(b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

(c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの

(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの

(イ) 非常電報を発信するときは、発信人は非常電報であることを告げるものとする。

(ウ) 非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

c 緊急電報

(ア) 震災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、緊急電報として取り扱われ、他の一般電報に先だって伝送及び配達される。

(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準すると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

(イ) 緊急電報を発信するときは、発信人は、緊急電報であることを告げるものとする。

(ウ) 緊急電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。

② 有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| a 警察事務を行う者 | f 気象業務を行う者 |
| b 消防事務を行う者 | g 鉄道事業を行う者 |
| c 水防事務を行う者 | h 軌道事業を行う者 |
| d 航空保安事務を行う者 | i 電気事業を行う者 |
| e 海上保安事務を行う者 | j 自衛隊の任務を行う者 |

③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

- a 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。
- b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条の規定に基づき、次の方法により非常通信の利用を図り、通信連絡を確保する。

なお、非常時の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信

協議会」、近畿には、総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており、非常通信訓練等を実施している。

① 非常通信

地震、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

② 非常通信の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次のとおりとする。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- f 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- g 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報

　中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長

　地方防災会議会長

　災害対策本部長

- h 電力設備の修理復旧に関する通報

- i 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの

- j 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの

- k その他の通信

③ 非常通信を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて受発する。

- a 官公庁及び地方自治体
- b 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c 日本赤十字社
- d 電力会社
- e 鉄道会社
- f 新聞社、通信社、放送局
- g 非常通信協議会構成員

h その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

④ 非常通信の依頼要領

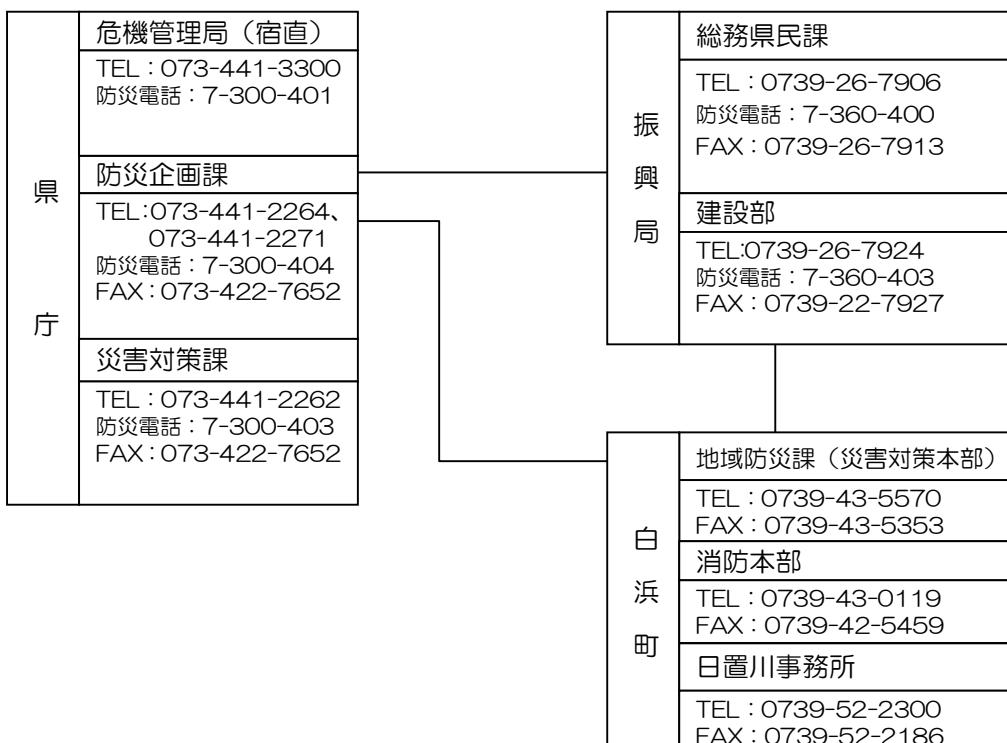
- a 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b 電報類信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書の写しを送付すること。

⑤ 非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県防災企画課電話 073-441-2264 へ連絡する。

ウ 有線電気通信法第 8 条第 1 項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

(3) 県と本町との間の連絡ルート



(4) 通信手段の複数化

- アマチュア無線の検討
- 衛星携帯電話の検討
- 衛星回線電話の検討

(5) 災害用伝言ダイヤルの運用

N T T西日本では、災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害用の伝言ダイヤルを運用する。

町は、住民に対し災害用伝言ダイヤルの利用を周知し、輻輳の回避に努める。

(6) 災害用伝言板の運用

各通信事業者は、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を運用する。

町は、住民に対し災害用伝言板の利用を周知し、電話回線輻輳の回避に努める。

第4節 災害広報計画（地域防災課・業務所管各部署・防災関係機関）

1 計画方針

地震・津波発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、町、県、防災関係機関は、速やかに正確な広報活動を実施する。また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するように努めるものとする。

2 計画内容

(1) 町による広報

ア 地震・津波災害発生時における広報活動は、地震及び津波に関する情報及び「第2節 被害情報等の収集計画」で収集された情報及び救護・救助に関する情報に基づき行う。

イ 広報活動の実施に当たっては、可能な広報資材、広報媒体を最大限に活用する。

ウ 報道機関に対する報道要請

町は、放送機関に緊急警報放送の放送要請を行うことができる。その場合、原則として、振興局を経由して、県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請することができる。

エ 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者・障がい者・外国人等の要配慮者や観光客に十分配慮したものとする。

① 被害状況

② 気象予警報及び津波、地震に関する情報

- ③ 二次災害に関する情報
- ④ 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令状況
- ⑤ 医療救護所及び避難所の開設状況
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ⑧ ライフラインの被害及び復旧見通しの状況
- ⑨ 主要道路の状況
- ⑩ 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ⑪ 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ⑫ その他生活情報等必要と認める情報

才 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、地域防災課を通じて行う。また、レアラートを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

- ① コミュニティFM、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ② 有線放送による広報
- ③ 防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報
- ④ しらはま安全安心メールサービス
- ⑤ 防災情報案内サービス
- ⑥ 広報車による広報
- ⑦ 県防災ヘリコプター等による広報
- ⑧ 広報紙、チラシ、パンフレット・掲示板等の作成
- ⑨ インターネットによる広報
- ⑩ アマチュア無線による伝達

（2）防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。

ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県、その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力送配電株式会社和歌山支社

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや公衆感電事故防止について、住民への周知徹底に努める。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、住民への周知徹底に努める。

工 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努める。

才 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、県、本町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

力 南紀白浜コミュニティ放送株式会社

被害状況や復旧見通しなど、本町、県、防災関係機関等から情報を収集し、広報に努めるものとする。

(3) 安否情報の提供

被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、町が把握する情報に基づき回答ができるものとする。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

第5節 生活関連総合相談計画（民生課・住民保健課・生活環境課・税務課・富田事務所・日置川事務所）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

本部は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

第3章 消防計画（消防本部）

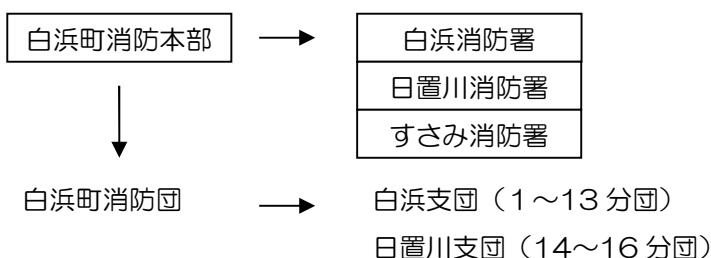
1 計画方針

消防組織法第6条の規定により、消防責任は各市町村にある。

よって白浜町消防本部は、本計画及び「白浜町消防計画」により速やかに初動体制を確立し、消火活動及び救助・救急活動を実施し住民の生命、身体及び財産を火災や災害等から保護すべく計画を定めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備、教育訓練の充実を図るとともに消防団組織の充実強化に努めるものとする。

2 消防本部の組織



3 計画内容

(1) 消防配備体制の確立

消防本部は、「白浜町消防計画」及び「白浜町消防本部出動計画」に基づき、速やかに初動体制を確立させるものとする。

また、消防本部は、消防団と連携して活動する。

(2) 消火活動、救助・救急活動

火災等の状況に応じた消防隊出動により、建物状況、燃焼状況や現場付近の道路状況を勘案し消火活動を実施する。

白浜警察署などの関係機関と連携のもと、救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を行う。なお、延焼火災及び救助・救急活動が同時多発しているときは、救命効果の高い活動を優先して実施する。

(3) 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合は、電話、FAX、無線等により直ちに県へ即報するものとする。災害に起因して生じた火災又は事故については、特に報告を求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報は省略することができる。

[火災等即報]

- ア 死者3名以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災

- 工 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- 才 大使館、領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 力 建物焼損延べ面積が 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額 1 億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- コ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- サ 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- シ タンカーカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災ス トンネル内の車両火災
- セ 列車火災
- ソ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

（4）警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「白浜町消防計画」の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

（5）関係各課との連携

火災の規模・範囲等により、消火活動が長時間にわたると予想されるときは、消防長は、総務課長と協議し、炊き出しや町職員による物資搬送その他の業務について協議を行う。

また、現地対策連絡所の設置についても同様に協議する。

（6）広域応援の要請等

大規模な災害や火災が発生した場合で、応援が必要なときは災害の規模等に応じて次により広域応援の要請を行う。

ア 消防相互応援協定による要請

消防長は、本町の消防力では十分な対応ができるないと判断したときは、消防組織法第 39 条の規定に基づき協定を締結している他の市町村の消防長に対し、応援を要請する。

イ 県知事への応援要請

自己消防力のみでは対応できないような災害等が発生し、緊急の措置を講じる必要があるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定により、県知事に指示権の発動を要請する。

ヘリコプターの活動をする場合は、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 緊急消防援助隊への応援等の要請

本部長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、町消防本部及び消防団の消防力並びに県内の消防応援を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、消防組織法第 44 条の規定により、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の応援等を要請する。なお、県知事と連絡を取ることができない場合は、直接消防庁長官にに対して要請する。

工 田辺海上保安部に対する支援要請

大規模火災が発生し、消防用水として海水を利用するため、田辺海上保安部の船舶からの送水を必要とする場合は、消防業務協定に基づき協力を要請する。

才 救急業務における広域応援

消防本部は、近隣の医療機関や県防災航空隊等と連携し、迅速な患者搬送を行う。

(7) 消防機関の応援出動

消防組織法第39条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村から応援を求められたとき、町長は、白浜町消防本部出動計画等に基づき、町域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、応援出動を行うものとする。

(8) 消防団の安全対策

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによるものとする。

第4章 水防計画（建設課・農林水産課・日置川事務所・消防本部・地域防災課）

1 計画方針

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に町は2の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じるおそれのあるとき	和歌山県に津波注意報が発表されたとき 県内で震度4以上の地震が観測されたとき
水防活動を行う必要があるとき	地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水が予想されるとき

※津波による浸水に備えて行う水防活動

警報、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。

ただし、水門、樋門、閘門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に大津波警報・津波警報が発表された場合には当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

2 計画内容

- (1) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、県振興局建設部へその旨連絡する。
- (2) 管内の監視・警戒、水門等管理者への連絡通報。
- (3) 水防活動に必要な資機材の点検整備。
- (4) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
- (5) 水防管理団体間における相互協力及び応援。

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（民生課）

1 計画方針

地震・津波による災害時における罹災者の救助及び保護は本計画によるものとする。この場合、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については町長に通知し、町長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

救助法による救助は、次の基準に該当し、かつ被災者が現に救助を要する状況である場合に適用される。

ア 全壊、全焼、流出により住家を消滅した世帯が 50 以上に達したとき。（人口 1 万五千人以上 3 万人未満に適用される。）

イ 被害世帯数がアの世帯数に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、被害世帯数が 25（アの半数）以上に達したとき。

ウ 被災世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり全県下の滅失世帯が 5,000 世帯に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする次の特別の事情があること。

災害にかかった者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当すること。

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

(2) 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって県知事が必要と認める範囲において実施する。

[救助法による救助の種類]

ア 避難所の設置

- イ 応急仮設住宅の設置
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかったものの救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画（民生課）

1 計画方針

地震・津波の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建法人（公益財団法人都道府県会館）に全部委託、又法人から本町へ一部委託し、実施するものとする。

支援法の適用基準等は、次のとおりである。

2 計画内容

（1）適用基準

地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合（自然災害に限る。）

- イ 町内で 10 以上の世帯の住宅が全壊した場合における自然災害
- ウ 100 以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害
- エ ア～ウに定める区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満のものに限る）の区域においては 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- オ ウ又はエの区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域においては、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満のものに限る）2 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 5 万人未満のものに限る）における自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(中規模半壊世帯)

(3) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準〔「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）〕により町が行うものとする。

なお、大規模災害時には、必要に応じて、県に対し次の業務に係る支援を要請する。

- ア 住家被害業務全体を支援し県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣
- イ 事前登録された住家被害認定士の派遣

また、住民等に対して、住宅被害認定調査の他、被災建築物の应急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査など、住宅に関する各種調査のそれぞれの目的や調査の必要性、実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、明確に説明し、理解を求めるものとする。

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額とする。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

区分		支給額（複数世帯）	支給額（単数世帯）
全壊 (損害割合 50%以上)	住宅が「全壊」した世帯	100万円	75万円
住宅解体	住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	100万円	75万円
長期避難	災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯	100万円	75万円
大規模半壊 (損害割合 40%台)	住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ居住することが困難な世帯	50万円	37万5,000円

中規模半壊 (損害割合 30%台)	住宅が半壊し、相当規模の補修 を行わなければ居住すること が困難な世帯	—	—
-------------------------	---	---	---

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分	住宅の再建方法	支給額（複数世帯）	支給額（単数世帯）
全壊(損害割合 50%以上) 住宅解体 長期避難	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37万5,000円
大規模半壊 (損害割合 40%台)	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37万5,000円
中規模半壊 (損害割合 30%台)	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37万5,000円
	賃借	25万円	18万7,500円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(5) 申請手続き・申請期間・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を町担当窓口へ提出することが必要となる。

申請期間は、基礎支援金が災害発生日から13月以内、加算支援金が災害発生日から37月以内となっている。

支援金の申請要件（資格）の確認のため、居住している住宅の被災の程度（全壊（半壊し、倒壊等の危険のため取り壊す場合を含む）又は大規模半壊）については、町が発行する罹災証明書を、町（担当窓口）において作成又は証明してもらうことが必要となる。（以下のとおり）

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② 罷災証明書

世帯主（被災者）が居住する市区町村が当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行する書類である。また、解体として申請する場合には、解体証明書等が必要である。

- ③ 住民票

住民票は被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要である。

- ④ 預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるものとする。

- ⑤ 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

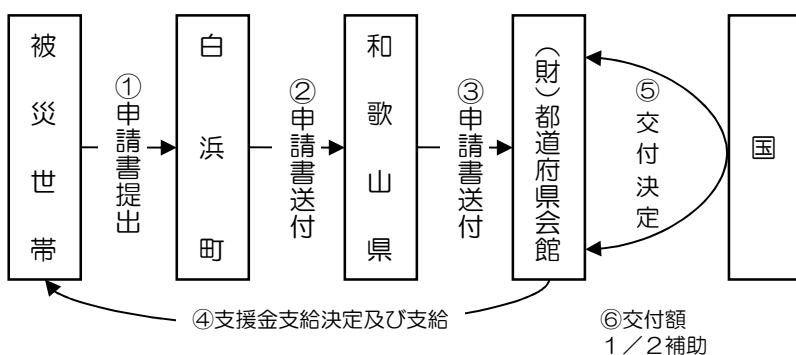
(6) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人全都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援基金として指定されている。

また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けているので、この基金が支援金の支給を行うことになる。

支援金は、全都道府県から拠出した基金の運用益（又は取崩し）と国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を町で受付を行い、県を経由して公益財団法人全都道府県会館に申請書を提出し、公益財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



(7) 町・県・法人の事務体制

ア 町

- 制度の周知（広報）

- ◎住宅の被害認定
- ◎罹災証明書等必要書類の発行
- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎支給申請書の受付・確認等
- ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金の納付に係る請求書の交付
- 延滞金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

- その他上記に係る付帯事務

イ 県

- 制度の周知（広報）

- ◎法人への支援金支給事務の全部委託
- ◎被害状況のとりまとめ
- ◎被害状況等の内閣府等への報告
- ◎法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告
- ◎支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付

ウ 法人（被災者生活再建支援法人）（公益財団法人都道府県会館）

・制度の周知（広報）

- ◎交付金交付申請書の受理及び審査
- ◎交付金の交付決定及び交付
- ◎交付金の却下の決定
- ◎支援金支給実績報告書の受領及び審査
- ◎交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
- ◎国への補助金交付申請等補助金関係事務
- ◎支援業務に必要な調査又は研究
- ◎支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
- ◎県からの支援金支給に関する事務の全部受託
- 支援金の支給の申請に係る書類の審査
- 支援金の支給の決定及び却下の決定
- 支援金の支給
- 支援金の申請期間の延長
- 支給するべき支援金の額の確定
- 支援金の支給決定の取消
- 町に対する支援金支給事務の一部委託

・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

（8）その他

支援金支給申請の手続き、収入額の算定、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官通知（防災担当）等に基づき行うものとする。

第3節 避難計画（避難情報等に関すること：地域防災課・日置川事務所・消防本部・和歌山県・白浜警察署・田辺海上保安部・陸上自衛隊第37普通科連隊／避難所に関すること：税務課・民生課・避難所運営所管各部署）

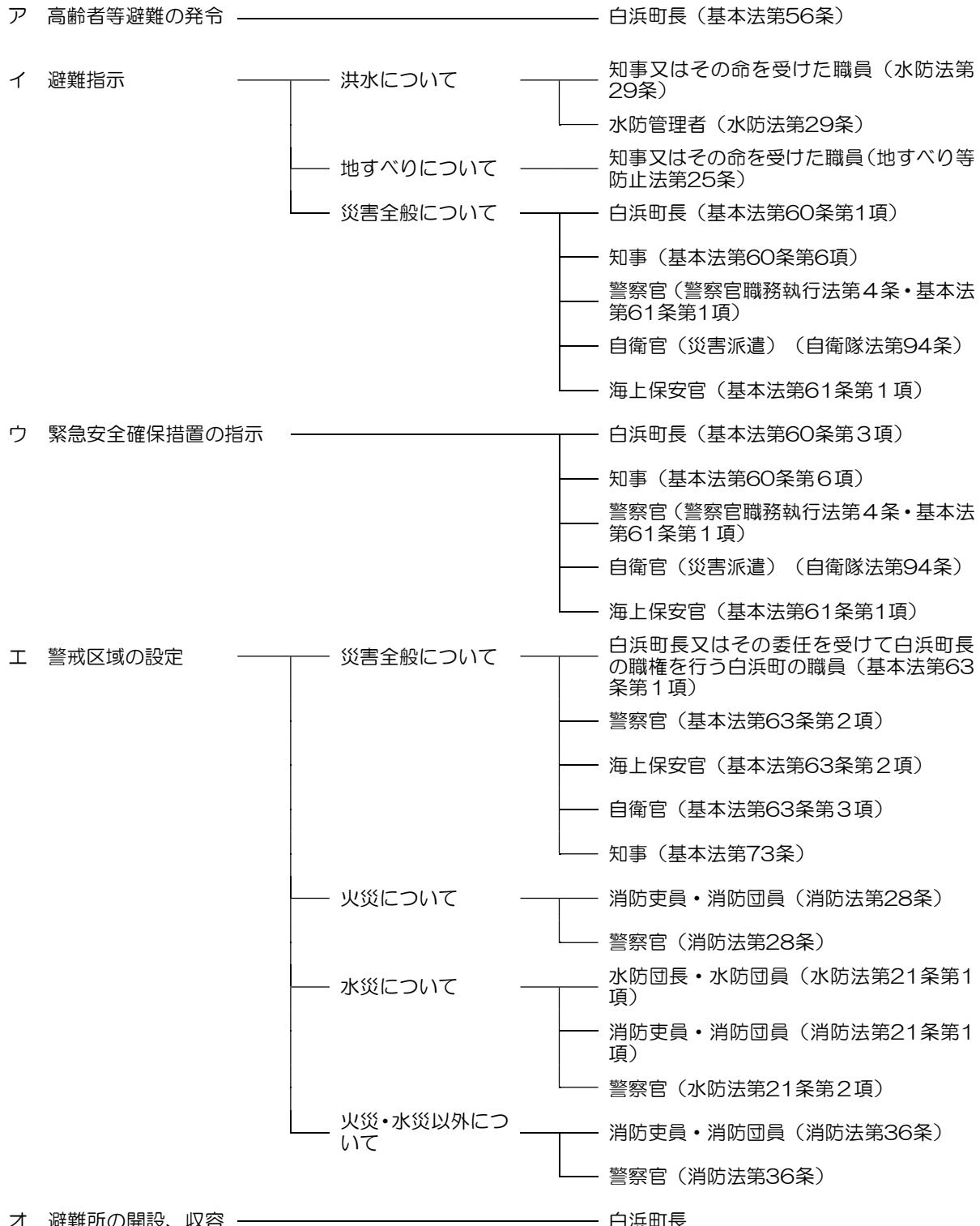
1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとする。

2 計画内容

（1）実施者

避難のための高齢者等避難の発令、立退きの指示、緊急安全確保措置の指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。



(2) 避難情報の発令基準 (災害全般)

ア 町長

- ① 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特徴等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定するものとする。なお、

発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とする。

- ② 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令することとする。
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又はその身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを指示することとする。
- ④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示することとする。
- ⑤ 避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ⑥ 避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置を指示する場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求めることができる。
- ⑦ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合において、最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、第6編第8章5（2）「事前避難対象地域」に定める住民事前避難対象地域の住民に対し避難指示を、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対し、高齢者等避難を発令することとする。

イ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

- ① 町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。この場合、直ちに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知することとする。
- ② 警察官又は海上保安官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) 避難の方法

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦などの避難行動要支援者を避難させるものとする。

イ 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は、避難指示の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難情報の伝達手段は、下記により行うものとする。なお、避難情報の伝達文については、危険の切迫性・地域の特性等に応じて文案の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ しらはま安全安心メール
- ④ 防災情報案内サービス
- ⑤ コミュニティFM
- ⑥ 防災わかやまメール配信サービス
- ⑦ エリアメール、緊急速報メール
- ⑧ 県ホームページ
- ⑨ 県防災ヘリコプター
- ⑩ ラジオ、テレビ等

キ 避難情報の発令基準（津波災害時）

高齢者等避難	避難指示
和歌山県に津波注意報が発表されたとき 【南海トラフ地震臨時情報】 国から「巨大地震警戒」が発表され、該当地域に発令の必要があると認められるとき	和歌山県に、大津波警報、津波警報が発表されたとき 【南海トラフ地震臨時情報】 国から「巨大地震警戒」が発表され、該当地域に発令の必要があると認められるとき

ク 躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の

構築に努める。

ケ 避難すべき区域（津波災害時）

津波	白浜町津波ハザードマップによる浸水想定区域を含む地区
----	----------------------------

コ 避難情報の行動指針（津波災害時）

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	○海岸付近に近づかないよう注意して、早めの避難準備や避難行動要支援者等の避難を促す。
避難指示	○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	○緊急に高台（安全な場所）へ避難する。 ○避難指示発令後、対象住民は避難を完了

（4）避難誘導

住民等の避難誘導は、職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自主防災組織、自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織や自治会については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

（5）収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

（6）避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、町独自の応急対策として本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、町単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア 避難者収容

避難所の必要床面積を一人当たり 2m^2 と設定し避難者を収容することとする。

イ 危険区域と避難立退き先の指定

町長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討のうえ、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議のうえ、避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

ウ 設置の方法

① 既存建物の利用

学校、集会所、公民館、神社の社務所、寺院の本堂・庫裡、旅館・ホテル（福祉避難所として借り上げにより設置）、工場、倉庫、福祉施設（福祉避難所として活用）等

福祉避難所として福祉施設の活用や旅館・ホテルを借り上げにより設置

② 野外仮設の利用

仮設物等を設置、テントを借り上げ設置

エ 避難所の設置報告及び収容状況報告

本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を県本部に報告しなければならない。報告事項は概ね次のとおりである。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員（避難所別）

③ 開設期間の見込

各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として職員）を定めておく。

オ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を県本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合、本部長は振興局を経由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通。）

① 実施期間内により難い理由

② 必要とする救助の実施期間

③ 期間延長を必要とする地域、救助対象者数

④ その他

カ 福祉避難所の開設

必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させるものとする。

キ 避難所設置のための費用

① 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費は概ね次のとおりである。

区分	例	示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金	
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時の避	

区分	例示
	難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本部において確保する。ただし、現場において確保できないときは、県本部に物資確保について要請するものとする。

(7) 避難所の運営

ア 町は、あらかじめ避難所毎の担当部署を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、「白浜町避難所運営マニュアル」に沿って、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。また、運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

イ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

ウ 町は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 本部は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うものとする。

オ なお、指定避難所外で生活している被災者（ライフラインは使用できないものの自宅で生活する者、自動車やテントの中で寝泊まりする者等）に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配付や巡回健康相談等、指定避難所内の被災者と同等のサービスが受けることができるよう配慮する。

カ 本部は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

キ 避難所の生活において、要配慮者の介護や子ども、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するとともに、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。特に、女性専用のトイレや物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・下着の女性に

による配布（周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取ることができるよう配慮）、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮する。また、トイレは男女別のほか男女共用の設置や、更衣室を一人で使える時間帯を設けるよう努める。

- ク 避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。
- ケ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- コ 町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- サ 町は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

(8) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 避難所用物品費受払簿
- エ 避難所設置及び避難生活状況
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(9) 県への要請と広域避難の受入れ

町は町域外への避難所の確保が必要となった場合、県へ要請を行う。県は、町から要請があった場合は、県域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

第4節 食糧供給計画（地域防災課・民生課）

1 計画方針

災害時における罹災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、町、県、農林水産省、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 炊き出しの実施及び食品の給与

ア 実施者

炊き出し及び食品の給与は町長が実施する。

イ 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 炊き出しの方法

本部が奉仕団等の協力により実施する。

エ 食糧の調達

〔炊き出し〕

- ① 炊き出しのため必要な原材料等の調達は本部において行う。
- ② 上記①による供給不可能な場合は、本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量を知事に申請するものとする。
- ③ 知事は上記②により申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結業者（以下「協定業者」という。）に必要量の供給要請を行うものとする。ただし、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。

なお、政府所有米穀の供給が玄米による場合は、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

- ④ 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県農林水産部を通じて農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

なお、やむを得ない理由により本部長が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

- ⑤ ④の要請を受けた農産局長は、農産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売等業務を行う民間事業体（以下「受託事業体」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀の引渡方法を決定することとする。
- ⑥ 貿易業務課担当者は、⑤の調整修了後、速やかに、供給する災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を知事に2部送付するものとする。
- ⑦ 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印のうえ、貿易業務課担当者に2部返送するものとする。
- ⑧ 貿易業務課担当者は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を県に送付するものとする。
- ⑨ 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の

供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。

- ⑩ 農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、知事に災害救助用米穀を引き渡すものとする。
- ⑪ 知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
- ⑫ 上記③～⑪の災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動された場合の政府所有米穀の知事又は町長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

a 摘要範囲

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 「第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用するものとする。

b 具体的な内容

- (ア) 農産局長が知事又は町長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- (イ) 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受けるものとする。
- (ウ) (イ)の米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
- (エ) 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は 30 日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - (a) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - (b) 自衛隊の派遣が行われていること。
 - (c) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

〔食品の給与〕

- ① 食品の給与のため必要な食料の調達は本部において行う。
- ② 本部による調達が不可能な場合は、県は本部からの要請に応じ、又は町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、本部からの要請を待つことまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

才 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、一食あたり精米 200 グラムとする。

ただし、消費の実情に応じては、乾パンの供給を行う。（乾パンの一食分は 100 グラムとする。）

カ 救助法による救助基準

- ① 炊出し及び食品給与対象者
 - a 避難所に収容された者
 - b 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
 - c 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等
- ② 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に3日以内を現物により支給することができる。
- ③ その他

炊出し等を実施する場合には本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

 - a 救助実施記録日計票
 - b 炊出し給与状況
 - c 炊出しその他による食品給与物品受払簿
 - d 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
 - e 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第5節 給水計画（上下水道課）

1 計画方針

地震災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。そのため、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町、関係団体又は県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

本部長が行うものとする。本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努めるものとする。ただし、本町において実施できないときは、本部長の要請により、隣接市町等の応援を受け実施するものとする。

(2) 供給方法

飲料水等は、概ね次の方法により供給するものとする。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。

イ ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し飲料水を確保す

る。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、消毒等により飲料水・生活用水として確保する。

(3) 事務手続き

ア 本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、該当保健所経由のうえ、県本部食品安全・生活衛生班へ報告する。

イ 本部長は、飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援又は協力の要請手続は上記と同じする。なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 納水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 納水方法
- ④ 納水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

(4) 救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 納水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 納水用機械器具、燃料及び浄水用薬品、資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(5) 水道の対策

水道事業者は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、保健所を経由して県本部食品安全・生活衛生班に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電

話等をもって報告する。

- ウ 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、保健所を経由して県本部食品安全・生活衛生班に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県本部食品安全・生活衛生班を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。
- エ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
- オ 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を行ふ。
- カ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の事務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行う。

(6) その他

本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

第6節 物資供給計画（地域防災課・民生課）

1 計画方針

救助法による罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 實施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は本部長が行う。

イ 対象者

震災によって、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）

⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）

⑧ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

工 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

才 物資の調達

物資の調達は本部において行う。

本部による調達が不可能な場合は、県は本部からの要請に応じ、又は町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、本部からの要請を待つことまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

力 その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

① 救助実施記録日計票

② 物資受払簿

③ 物資の給与状況表

④ 物資購入関係支払証拠書類

⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

（2）要配慮者への配慮

被服・寝具その他生活必需品の物資の供給実施については、要配慮者を優先的に行なうものとし、できる限り要配慮者個人のニーズに対応するものとする。

（3）多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、高齢者や障がい者、女性、乳幼児など、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

町は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第七節 住宅・宅地対策計画（建設課・日置川事務所）

1 計画方針

地震災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の提供等及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図るものとする。

2 計画内容

（1）実施者

応急仮設住宅の提供等及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施は、本部長が知事から委託を受けて行うものとするが、本町の実施が困難な場合は県が行うことができる。

(2) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後実施するものとする。

ア 規模並びに費用の限度

イ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ 入居基準

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができる。

(4) みなし応急仮設住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅を積極的に活用する。

(5) 救助法による住家の応急修理の基準

ア 規模並びに費用の限度

- ① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

② 費用の限度

イ 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了すること。

ウ 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者。

(6) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があっせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。

(7) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長が知事から委託を受けて管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は無料とする。
- ② 維持修理は、入居者において負担する。
- ③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

本部長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出するものとする。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(8) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

① 地震その他の異常な天然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき

② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数が本町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として本町が建設し、管理するものとする。

ただし、本町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が本町に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

① 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b 町が別に定めた月収額以下の世帯であること。
- c 現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること。（ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない。）

② 建設戸数

- a 建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内。
- b ただし、他市町村で余分があるときは30%を越えることができる。
- c 県において、建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

③ 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25m²以上80m²以下

④ 費 用

標準建設費の2/3 国庫補助（激甚災の場合は3/4）

⑤ 家 部

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

⑥ 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(9) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、町営で190万円以上になった場合。

① 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

② 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

③ 宅地の復旧の場合

a 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1/2

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率に変更がある。

(10) 罹災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。

ア 災害復興住宅建設、補修資金の貸付

① 申込みができる方

・自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方

〔建設及び新築・リ・ユース購入〕

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方。

※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない（[補修]のみ対象）。

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。

〔補修〕

住宅に 10 万円以上の被害が生じ「罹災証明書」の発行を受けた方

※被災された住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者の方も申し込みすることができる。

- 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修される方

※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入、補修する場合も対象となる。（ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。）

〔親孝行ローン〕

被災住宅に居住している親（満 60 歳以上の父母・祖父母）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。

- 年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）が次の基準を満たす方

年収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。

注：総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

- 日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方又は法人

② 申込受付期間

- 「罹災証明書」に記載された「罹災日」から 2 年間。

③ 融資を受けることができる住宅

a 共通

- (ア) 各戸に居室室、台所、トイレが備えられていること。
- (イ) 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。
- (ウ) 敷地の権利が転貸借でないこと。
- (エ) 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上必要。

b 建設

- (ア) 1 戸当たりの住宅部分の床面積が 13 m²以上 175 m²以下の住宅

※被災前の住宅部分の床面積が 175 m²超の場合は、その床面積が上限。

c 新築購入

- (ア) 1 戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²（マンションの場合 30 m²）以上 175 m²以下の住宅

※被災前の住宅部分の床面積が 175 m²超の場合は、その床面積が上限。

- (イ) 申込日から 2 年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅

d リ・ユース（中古）購入

1戸当たりの住宅部分の床面積が50m²(マンションの場合30m²)以上175m²以下の住宅

※被災前の住宅部分の床面積が175m²超の場合は、その床面積が上限。

e 補修

(ア) 床面積の制限なし。

④ 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。(10万円以上で10万円単位)
なお、融資限度額は、次の1~3の合計額です。

a 基本融資額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得融資)	基本融資額 (整地資金)
1,500万円	460万円	970万円	400万円

b 購入の場合の融資限度額

●新築住宅

基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,470万円	460万円

●リ・ユース住宅(中古住宅)

	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170万円	
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,470万円	460万円

c 補修の場合の融資限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
660万円	400万円	400万円

d 貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと。

e 返済期間

最長返済期間は、次の1又は2のいずれか短い年数となる。

(ア) 住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年
木造(一般)	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ・ユース（中古）購入資金】（10年以上1年単位で設定）

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】20年（1年以上1年単位で設定）

※返済期間内で融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（返済期間は延長されない。）

(イ) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

f 返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

g 担保

【建設・購入の場合】

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

建物に機構の抵当権を設定。

（審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位1位で設定。

h 火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第1順位の質権を設定。

⑤ 申込み・問い合わせ

a 申込先

住宅金融支援機構（郵送）

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

b 申込みに必要な書類

- 署名証明書の写し・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書
- 運転免許証、パスポート、健康保険証又は住民基本台帳カードのうちいずれかの写し
- 申込人の収入及び納税に関する証明書
- その他審査上必要な書類

c 借入申込書等の入手方法

住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(11) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者への空き部屋情報については、建設課が行う。

(12) その他

作製しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

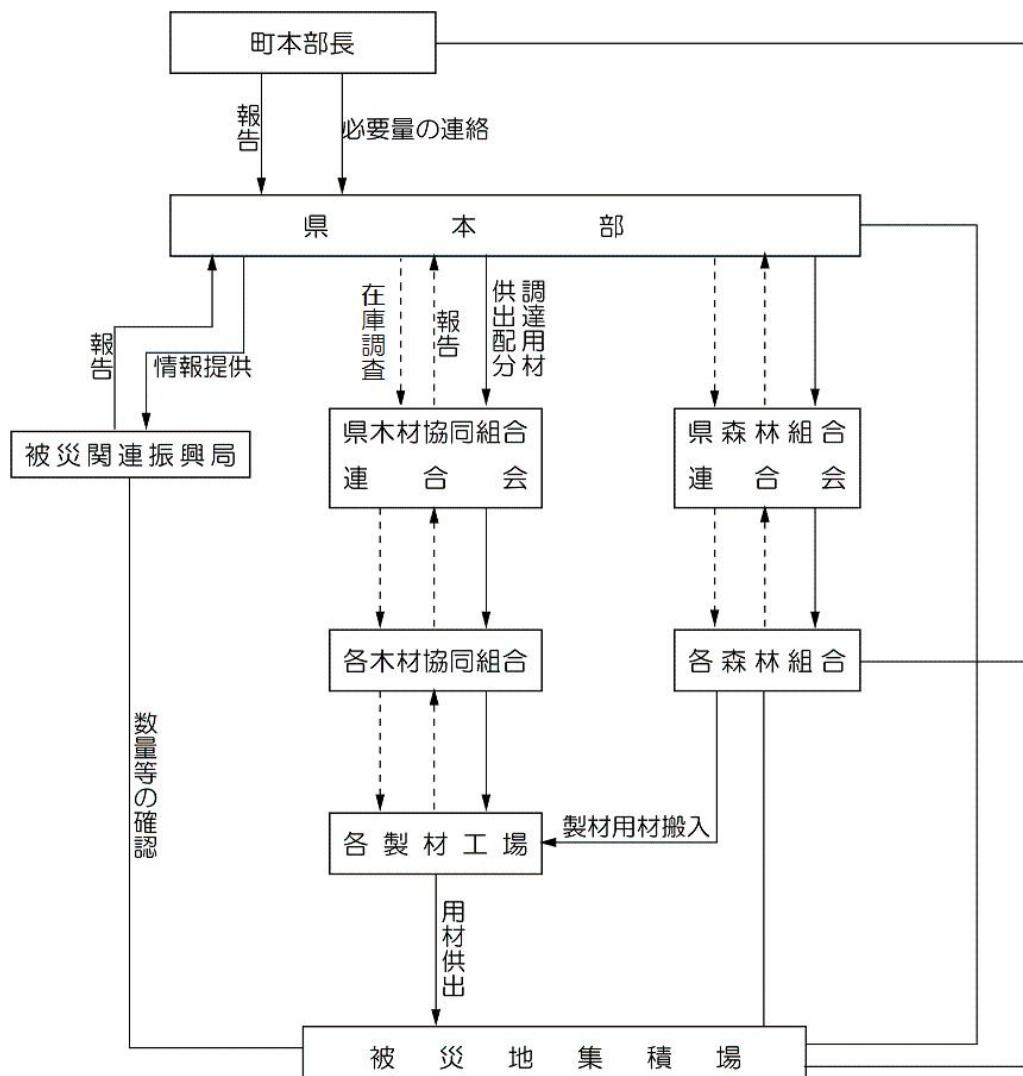
- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計表
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

木材の緊急調達に関する連絡指示系統



第8節 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画（建設課）

1 計画方針

地震により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、地震活動等によって起こる建築物の倒壊や宅地の崩壊などの2次災害時の住民の安全確保を図るために、県の支援を受けて町が実施する応急危険度判定を、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 応急危険度判定の実施

町長は、その区域において地震により多くの建築物や宅地が被災し災害対策本部を設け

た場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

また、知事は、町長が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

(2) 町実施本部の業務

実施本部の業務は、次のとおりである。

- ア 建築物や宅地に関する被害情報の収集
- イ 判定実施要否の決定
- ウ 実施本部、判定拠点の設置
- エ 判定士の参集要請、派遣要請
- オ 判定士等の受入
- カ 判定の実施
- キ 判定結果の集計、報告
- ク 実施本部、判定拠点の解散等

(3) 住民等への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査の他、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第9節 医療助産計画（住民保健課）

1 計画方針

震災のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、町、県、日本赤十字社、医師会、病院協会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

町長の要請等により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあっては町長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を町長に委任し、町長がこれを行う。

(2) 実施の方法

ア 町長から知事へ要請があったとき、又は知事が必要があると認めるときは、知事は次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。

- ① 県立医科大学附属病院・県立こころの医療センター
- ② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を

派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県分室から医療救護班を動員することができる。

- ③ 県医師会救急医療班
- ④ 県看護協会救急医療班
- ⑤ 労働福祉事業団医療救護班
- ⑥ 柔道整復救助班
- ⑦ 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

イ 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

（3）情報収集等

知事は、県本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

（4）医療救護所の開設について

医療救護所を開設する必要があるときは、本部長は、県本部やその他の医療関係機関等の協力を得て町内に医療救護所を開設するものとする。

ア 医療救護所の開設基準

- ① 医療施設の収納能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生した場合
- ② 医療機関が多数被災し、十分機能しないと判断した場合
- ③ 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれる場合
- ④ 災害救助法が適応されるおそれがある災害が発生した場合

イ 医療救護所の開設予定場所

施設名	所在地	連絡先	備考
(白浜地域)			
中央保健センター	白浜町1447番地	0739-43-0178	
美之浦保健センター	白浜町1095番地の5		
農業研修会館	白浜町栄670番地の5	0739-45-0964	
(日置川地域)			
日置川拠点公民館	白浜町日置980番地の1	0739-52-2660	
日置診療所	白浜町日置206番地の1	0739-52-2002	
三舞診療所	白浜町市安居3番地	0739-53-0001	
川添診療所	白浜町市鹿野1103番地	0739-54-0037	

（5）医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則

とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

(6) 医薬品、衛生材料の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料については、それぞれの医療機関の所持品を繰替使用するとともに、町、県においても確保に努めるものとする。

(7) 医療活動等における連携体制の構築

町は、県は連携して、発災後迅速に医療活動等が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

(8) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

- ア 医療班活動状況
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 医薬品、衛生材料使用簿
- エ 医療、助産関係支出証拠書類

第10節 罹災者救出計画（消防本部）

1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

罹災者の救出は、本部長が警察官、自衛隊、海上保安官、消防団、奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2) 対象者

- ア 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、概ね次のような状態にある者
 - ① 火災の際に火中に取り残された場合
 - ② 災害の際倒壊家屋の下敷になった場合
 - ③ 流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合
 - ④ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合
- イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法による罹災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

概ね次の範囲とする。

① 借上費

救出のため必要な機械器具の借上費

② 購入費

救出のため必要とした機械器具の購入費

③ 修繕費

救出のため必要とした機械器具の修繕費

④ 燃料費

機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第11節 住居等の障害物除去計画（建設課・生活環境課）

1 計画方針

災害により住居に流れ込んだ土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

① 自己の資力では障害物の除去ができない者

② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が流れ込んでいるため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 障害物の除去の状況記録簿
- ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第12節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（民生課）

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

(2) 生活福祉資金（福祉資金）の貸付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸付条件

第13節 遺体対策計画（住民保健課・白浜警察署・田辺海上保安部・生活環境課）

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 遺体の捜索

ア 実施者

本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 捜索の方法

本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 捜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ その他

搜索を実施した本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならぬ。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

ア 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

イ 遺体の検視・検案

遺体安置所において、警察官による検視及び医師による検案を実施し、死体検案書を作成する。

ウ 遺体安置所の設置

災害の状況に応じて被災現場近くの寺院・公民館・学校等の施設管理者等と協議して、遺体安置所を開設する。

なお、大規模災害が発生し、建物内に安置できない場合には、学校等が保管しているテントを設置して対応する。

エ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

オ 遺体処理の費用（救助法による基準）

カ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

キ その他

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、本部長が実施するものとする。

なお、本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、県支部保健班を経由して県本部食品・生活衛生班に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供。

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

ウ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第14節 災害義援金品配分計画（民生課）

1 計画方針

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害義援金品の引継を受ける機関

災害義援金品の引継ぎは次の機関とする。

機 関 区 分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長	県 知 事
	振興局長	振興局長
白浜町段階	町 長	町 長

※日赤県分室は原則として義援品の受け付けは行わない。ただし、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

※義援物資を募集する場合は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

(2) 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

イ 本町における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また本町において受けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

ウ 配分の時期

配分はできる限り受付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物質については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

エ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、県、町、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集するものとする。

募集期間は1カ月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、町、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ、実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

ウ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理する。

なお、配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、総合調整室財務班（出納室）が担当する。

現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

(5) 本部における分業

本部における義援品は、民生部民生班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。

第15節 外国人・観光客・帰宅困難者支援計画（地域防災課・観光課）

1 計画方針

災害時における外国人・観光客・帰宅困難者の支援体制は、この計画によるものとする。

2 計画内容

災害時に、交通機関等の途絶等により、地理に不案内な外国人や観光客等の白浜町内に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに、迅速に安否確認、被災状況を把握する。また、外国語若しくはやさしい日本語による情報を提供し相談を受ける。

(1) 宿泊施設等における避難誘導

宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに安全な場所へ誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

(2) 外国人に対する情報提供

言葉に不自由な外国人に対しては、和歌山県国際交流センターに開設する災害多言語支援センターの活用、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等の利用により、必要な情報を提供する。

また、観光・宿泊施設の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」（観光庁監修）の活用を図る。

※災害時多言語情報作成ツール

(一財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援するもの。

(3) 帰宅困難者に対する情報提供

帰宅困難者に対して、西日本旅客鉄道株と協力して駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、商業施設など、町外からの滞留者が生じる施設にも帰宅支援情報を連絡する。

(4) 観光客の安否確認

ア 宿泊施設の責任者や観光地の従業員等を通じて、発災時の宿泊客や観光客及び修学旅

行等の団体の人数確認、負傷者数等、詳しい状況を把握する。その際、観光客等に対しては団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

イ 警察・消防と情報を交換し、ボランティア団体やマスコミ等と協力して、観光客の安否について、宿泊施設の責任者の協力を得て、宿泊記録等により調査し確認する。

ウ 主な駅（JR白浜駅等）や観光地等に避難している人員等を駅事務室、観光事業所、消防、警察と情報交換し把握する。

エ 旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、宿泊施設や避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行う。

(5) 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握して、必要量の応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

(6) 徒歩帰宅者への支援

協定に基づき帰宅困難者支援「協力店舗」のステッカーを表示した災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア等）は、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行うこととなっている。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図による道路の情報、ラジオで知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

(7) 相談

外国語を話せる職員・ボランティアによる相談窓口を開設し、各種相談に応じる。また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。

(8) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワークづくりを支援する。

第16節 海外からの支援の受入計画（地域防災課）

1 計画方針

災害時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

2 計画内容

海外からの支援については、県及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握のうえ、受け入れることとする。

(1) 救援物資の受入れ

海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

① 品目（トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。）

② 数量（単位について確認すること。）

③ 使用期限等のあるものについては、その期限

- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

(2) 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
- ④ 町が準備する物資の要・不要（例 テント等）
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 町は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（住民保健課）

1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 計画内容

（1）防疫態勢の確立

町及び県は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

なお、町は、県と連携して、発災後迅速に防疫活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備等に努める。

（2）実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。

ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、町に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

（3）組織

災害防疫実施のための組織は、県にあっては、本部防疫班、支部にあっては保健班、町にあっては本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

ア 防疫班の編成

本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 検病調査班の編成

県支部保健班は、検病検査のため検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

ウ 健康診断班（検査班）の編成

県支部保健班は、健康診断の必要のあるときは、県本部防疫班に協議のうえ、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

（4）災害防疫の実施方法

ア 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

イ 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

ウ 消毒の実施

法第 27 条第2項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

エ 消毒方法

町は、法第 27 条第2項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施するものとする。

オ ねずみ族昆虫等の駆除

町は、法第 28 条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

カ 生活の用に供される水の供給

町は、法第 31 条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、第5章第5節「給水計画」に定める方法によって行うものとする。

キ 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第 19 条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が罹災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

ク 避難所

町は、感染症により避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

ケ 報告

町長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により所轄保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- ① 被害の状況
- ② 防疫活動状況
- ③ 災害防疫所要見込額
- ④ その他

コ 町で備付けを要する記録

- ① 災害状況報告書
- ② 防疫活動の状況報告書
- ③ 消毒に関する書類
- ④ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- ⑤ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- ⑥ 患者台帳

⑦ 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

⑧ 防疫経費所要額調及び関係書類

サ その他

災害防疫の業務分掌の概要是以下のとおりである。

実施主体	町本部	県支部保健班	県本部防疫班	備 考
検病調査		主) 検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主) 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議のうえ、実施する。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保。	
患者の入院		主) 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主) 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主) 支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消毒方法	主) 支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。		町の被害激甚での機能が著しく阻害され、町本部が実施すべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると県が認めたときは、県が代執行する。
ねずみ族、昆虫の駆除	主) 支部の指示により実施する。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主) 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意する。(自主防災組織の編成)			
臨時予防接種	町本部で実施することが可能と認め、支部が命令したときは、町本部において実施する。	主) 県本部の命令により対象者・期日を定めて、臨時予防接種を実施する。	感染症予防上必要と認めるとときは、対象者期日を指定し支部に臨時予防接種を命令する。	

第2節 清掃計画（生活環境課）

1 計画方針

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画のほか、白浜町一般廃棄物処理計画によるものとする。

2 計画内容

（1）実施者

ア 被災地における廃棄物処理の応急対策計画の策定及びその実施は町長が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。

- ① 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努めるものとする。
 - ② 損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
 - ③ 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数、し尿の処理見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとする。また、要配慮者に向けては、「災害対策用簡易トイレ」の備蓄分を避難所等に輸送し使用するとともに、不足する分については関連業者等より調達確保し輸送を依頼する。
- イ 被害が甚大で本町単独で応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村の応援を得るものとする。なお、被災規模が大きく町独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、町が和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を委託し、県が町に代わって災害廃棄物処理を実施する。

（2）実施の方法

ア 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。

イ 町長は、大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

ウ 町長は、一般廃棄物収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、町と町一般廃棄物処理業許可業者4社が締結している「災害等における一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書」に基づき、また、町ときのくに環境整備協同組合及び一般社団法人和歌山県清掃連合会が締結している同協定書に基づき、協力を要請する。

エ 災害廃棄物については、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

(3) 事務処理

- ア 町は、災害により廃棄物が発生したとき、及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。
- イ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月策定・令和4年4月改訂環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

3 その他

(1) 堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。
ただし、廃棄物を含む津波堆積物であれば清掃作業とみなすことがある。

第3節 食品衛生計画（住民保健課）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 計画内容

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、住民保健課による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

- ア 手洗い消毒の励行
- イ 食器器具の消毒
- ウ 給食従事者の健康
- エ 原材料、食品の検査
- オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようとする。

(1) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

- ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(2) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画（住民保健課）

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2 計画内容

（1）実施主体

町長が実施するものとする。ただし、知事は、町長の要請又は必要に応じて保健師の派遣等を行うなど、計画の円滑な実施に努める。

（2）業務内容

ア 保健医療の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 状況により県に対して保健師の派遣を要請する。

（3）保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要配慮者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

（4）報告及び記録

保健師活動を実施した場合は、振興局を経由して県に報告するとともに、以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア 報告書類

- ① 保健師業務月報
- ② 保健師従事者状況

イ 記録書類

- ① 保健師活動日誌

- ② 要フォローネット帳
- ③ 避難所での保健活動
- ④ 仮設住宅入居者健康調査票
- ⑤ 繼続を要するケースについては、個人票にて記入
- ⑥ その他

第5節 精神保健福祉対策計画（民生課）

1 計画方針

災害直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

2 計画内容

（1）長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、また他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した後を受けて、次のような業務を推進する。

- ア 問題発見のための情報収集
- イ 発見された問題の特性研究及び対策
- ウ 関係職員（ボランティアを含む。）の教育研修
- エ 啓発用資材の作成、配布
- オ 講演会、座談会等の開催
- カ 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
- キ 被災者同士の自助グループの育成

（2）被災地の災害対策

災害時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、民生課とする。

民生課は、県支部保健班と十分連携をとり、県並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

（3）要配慮者への対策

ア 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、就労支援施設等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。

- ② 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的な支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場つくりやイベントの開催などを行う。

ウ アルコール関連問題への対応

- ① 災害後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒するおそれがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を図る等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。民生課は、児童相談所や教育委員会、保健センター等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

震災による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物救護活動支援計画（生活環境課）

1 計画方針

大規模な災害時においては、人命救助等を最優先とするが、動物も人と同様に被災することから、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生するとともに、避難者の同伴動物等に係る問題も予想されるため、町は、地域の安全確保及び動物愛護の観点から対応可能な範囲において、

県の指導のもと動物関係団体等の実施する動物の収容活動及び救助活動を支援する。

2 計画内容

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物については、周辺住民の安全確保を図りながら、県の指導のもと動物関係団体等と協力してその保護に努めるものとする。

(2) 観光施設等における動物の保護

動物を飼育している観光施設等については、その被災状況を的確に把握し、緊急事態に備えた連絡体制を確立するとともに必要な措置を講じるよう施設管理者に対する助言等を行う。

(3) 避難所における動物の適正な取扱いと保護

町は、避難所における同伴動物等の取扱いに対する一定の基準を定めるとともに、飼い主等に対する適正な指導を行うなど環境衛生の維持や動物保護に努めるものとする。

ア 各地域の被害状況の把握、避難所での動物の取扱い基準の策定と実践、獣医師の派遣等に係る支援

- イ 避難所における環境衛生の維持
- ウ 避難所での動物の飼養状況の把握
- エ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- オ 動物愛護ボランティアの派遣
- カ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）
- キ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
- ク 家庭動物に関する相談の実施等
- ケ 県、関係団体等との連絡調整

(4) 動物救援センターへの協力、支援

動物救援センターが設置された場合、県の指導に基づき必要な措置を講じるなど協力、支援を実施するものとする。

第7章 公共土木施設等応急対策計画（建設課・上下水道課・農林水産課・日置川事務所）

1 計画方針

災害の発生後、民心の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

（1）実施について

応急工事の施工にあたっては、町が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、土木組合や建設業組合と調整を図り速やかな実施に努める。

（2）個別計画

ア 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

イ 海岸、港湾災害

被災箇所で通常の潮位においても、海水が浸入し、当該被災施設と隣接する一連の施設又は背後地に甚大な被害を与える、又はそれが大きい箇所に、仮締切、欠壊防止工事を行う。

ウ 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

エ 道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

オ 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

第8章 水産関係災害応急対策計画（農林水産課）

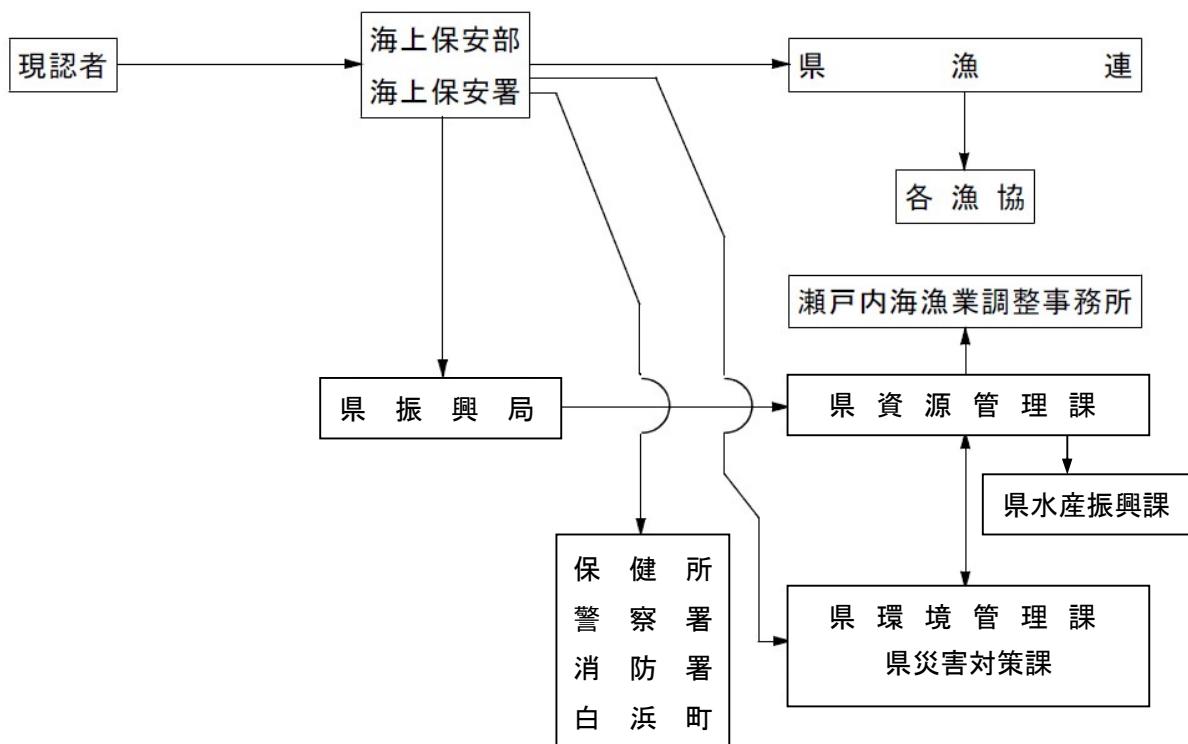
1 計画方針

地震及び津波災害による漁場、水産関係施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 計画内容

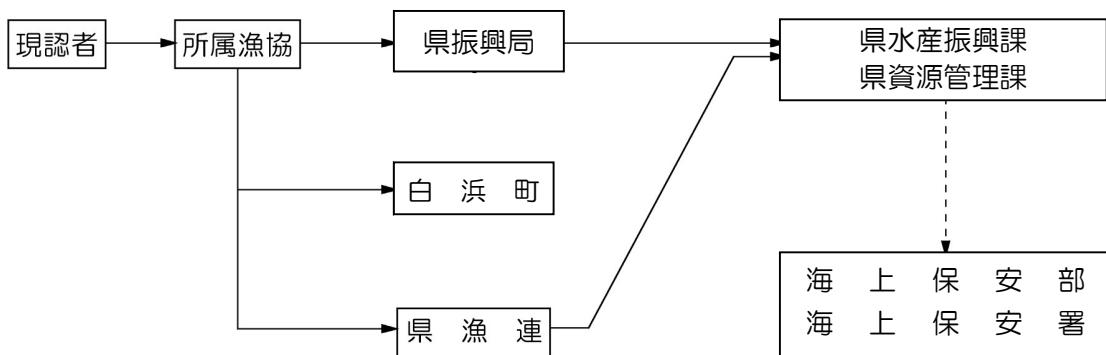
(1) 油流出等伝達方法

油流出等による漁場、水産関係施設の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 漁船及び養殖筏等の損害流出事故等伝達方法

震災等による漁船及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第9章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画（田辺海上保安部・白浜警察署・地域防災課・消防本部・施設所管各部署）

1 計画方針

本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、県や他市町村、関係団体等への協力要請を行う。

2 実施機関

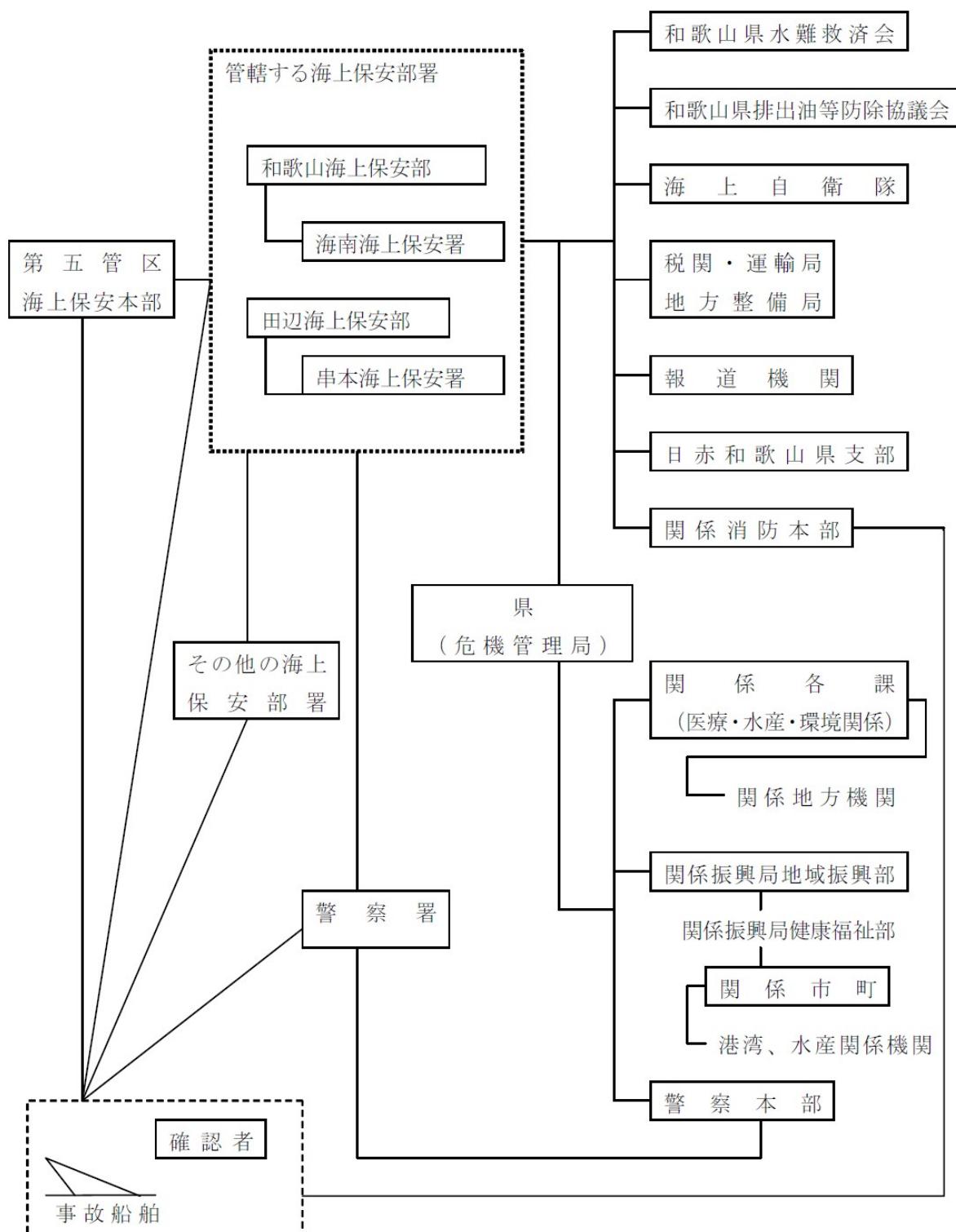
実 施 機 関	担 当 業 務
事故関係者（船舶所有者他）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
田 辺 海 上 保 安 部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
白 浜 町 和 歌 山 県	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

3 実施要領

（1）通報連絡体制

防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

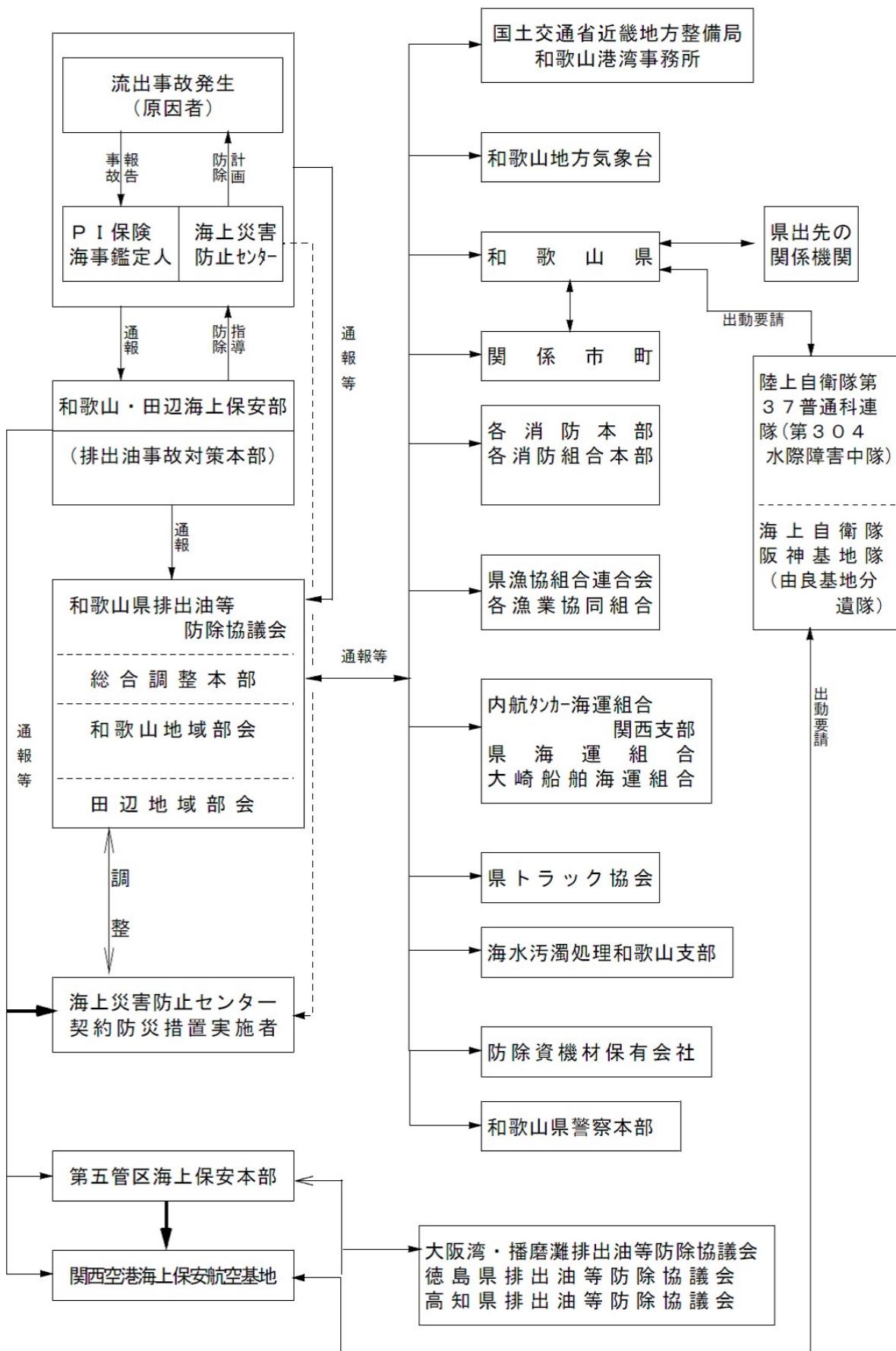
（但し、流出油等事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。）



※関係機関電話番号

田辺海上保安部	0739-22-2000	堅田漁業協同組合	0739-42-3347
白浜警察署	0739-43-0110	和歌山南漁業協同組合 白浜支所 日置支所	0739-42-2516 0739-52-2130
西牟婁振興局	0739-22-1200		
白浜町消防本部	0739-43-0119	近畿大学水産研究所	0739-42-2625
和歌山県排出油防除協議会事務所		073-402-5851	
和歌山県水産試験場		0735-62-0940	

○ 和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
巡 視 船 艇 等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメー ル、漁業無線	
放 送 局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機 開 名	周 知 手 段	周 知 事 項
白 浜 町	広報車、防災行政無線等	ア 災害の状況 イ 防災活動の状況 ウ 火気使用及び交通等の制限事項 エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項
警 察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	
放 送 局	ラジオ、テレビ	

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

4 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 開 名	措 置 の 内 容
海上保安部署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 開 名	措 置 の 内 容
白 浜 町	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
和 歌 山 県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警 察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

(1) 海上流出油等対策（通常の防御体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ 海上における流出油等防除 ハ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
和歌山県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する白浜町及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
白浜町	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、白浜町が実施する応急措置に対する協力

(2) 海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

- ア 捜索、人命救助、救護
- イ 消火活動、延焼防止
- ウ 応急資機材の調達
- エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長又は地元市町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議のうえ、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構 成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設 置 場 所	海上保安部署庁舎又は事故現場に近い適当な場所
任 務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ の 他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 2 号に規定する油及び同条第 3 号に規定する有害液体物質を示す。

第2節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）

1 計画方針

本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

（1）事故災害対策通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

（2）部外機関への速報方

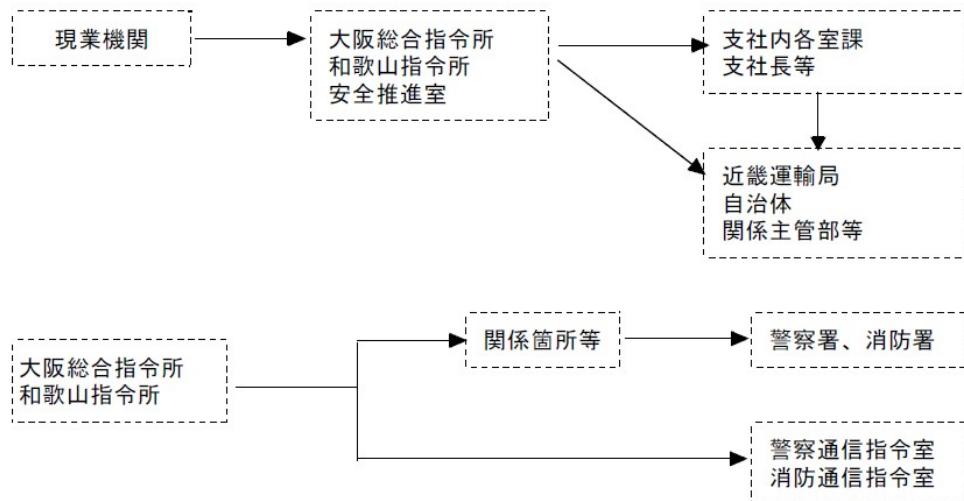
大阪総合指令所又は和歌山指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により次の部外機関に速報する。

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記事
近畿運輸局	近畿運輸局 鉄道部安全指導課 (運転事故等) 指導課長 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX) 技術課(災害等) 技術課長 06-6949-6441 06-6949-6529(FAX)	安全推進室長	安全推進室長	
和歌山県	①和歌山県危機管理局 災害対策課 073-441-2262 ②和歌山県危機管理局 危機管理・消防課 073-441-2263 ③和歌山県企画部 総合交通政策課 073-441-2353	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 (宿直担当) 073-441-3300
大阪府	大阪府庁政策企画部 危機管理室 06-6944-6021	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021
奈良県	奈良県庁 防災統括室 0742-27-8425	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-27-8944
和歌山県 警察本部	本部長 073-423-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-423-0110
大阪府 警察本部	本部長 06-6943-1234	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6943-1234
奈良県 警察本部	本部長 0742-23-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-23-0110

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記事
鉄道警察隊	隊長 073-422-2436	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-422-2436
警察署	署長			
消防署	//			
市町村	市町村長		関係箇所長	
医療機関	医療機関の長			
輸送機関	輸送機関の長	支社長	輸送課長	運輸指令長が行う
レッカー等、復旧用重機械類及び化學薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係箇所長	関係箇所長	脱線復旧のレッカー車の手配については、和歌山指令所から連絡を受けた車両復旧受持区が判断し、必要と認めたときはレッカー車所有会社に出動を要請する。

(3) 伝達ルート

大阪総合指令所、和歌山指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。



(4) 支社対策本部等の設置

死傷者の予測される重大な事故等、大規模な復旧体制をとる必要があるような事故等、あるいは広範囲に運転影響ができるような事故等の場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

ア 召集及び対策本部設定の決定者

対策本部の体制は、事故等の状況を判断し、安全推進室長又は関係主管課長及び和歌山指令所指令長が決定し召集を指示するものとする。

イ 対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種別	召集決定者	設 置 標 準	召 集 範 囲 (間接社員)	召 集 範 囲 (現場社員)
第1種体制	安全推進室長 又は 営業課長、	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道運転事故が発生した場合 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・和歌山支社エリア内で震度5弱以上の地震が発生したとき ・その他必要と認めたとき 	<p>指定を受けている社員は、支社へ出社</p> <p>指定を受けていない社員は、被害状況が判明した時は、最寄の現業機関に出社</p>	
第2種体制	輸送課長、 施設課長、 電気課長 及び 和歌山指令所	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となり設備被害があるとき ・その他必要と認めたとき 		箇所長等により必要数を召集
第3種体制	指令長	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となるおそれがあるとき ・その他必要と認めたとき 	指定を受けている社員は、支社へ出社	

※上記を標準として支社室課長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

※複数の死傷者が生じたとき、そのおそれがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出勤社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。

※本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

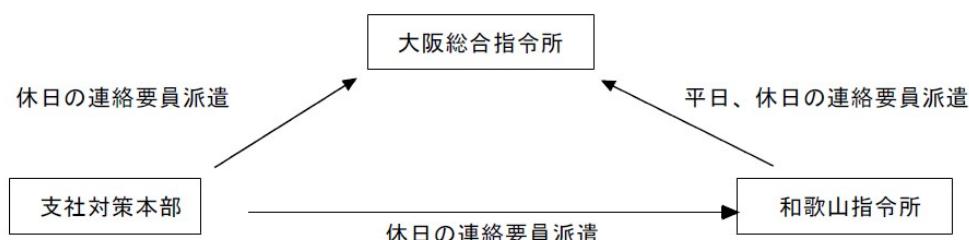
※輸送課長は、気象情報等を参考に、必要により関係者を召集する。

※関係主管課長及び関係箇所長は、線路警備等の警戒警備に必要な要員の手配を行う体制を整える。

○ 連絡体制強化図

大阪総合指令所、和歌山指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。

連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。

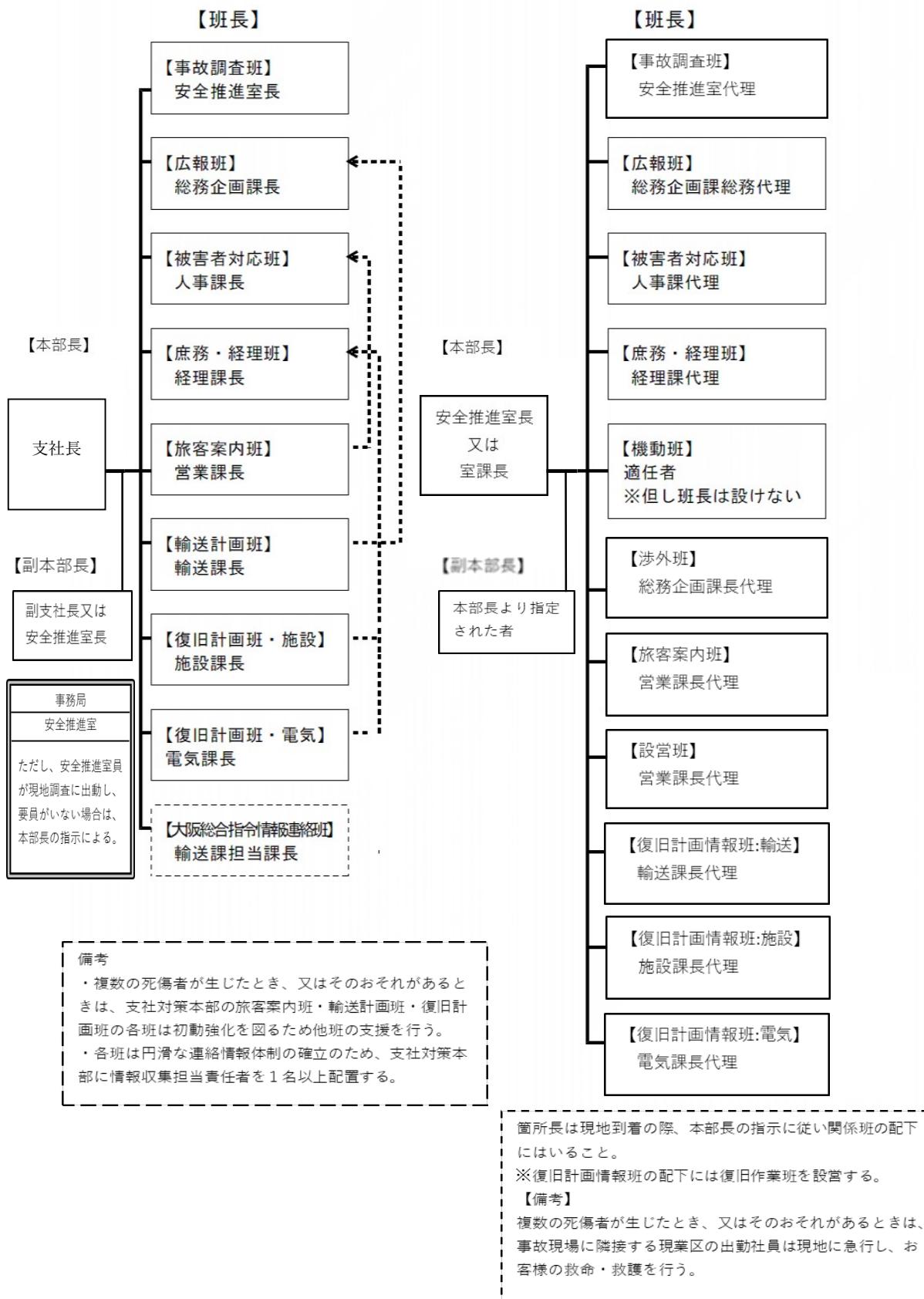


ウ 組織構成

① 第1種体制

支社対策本部

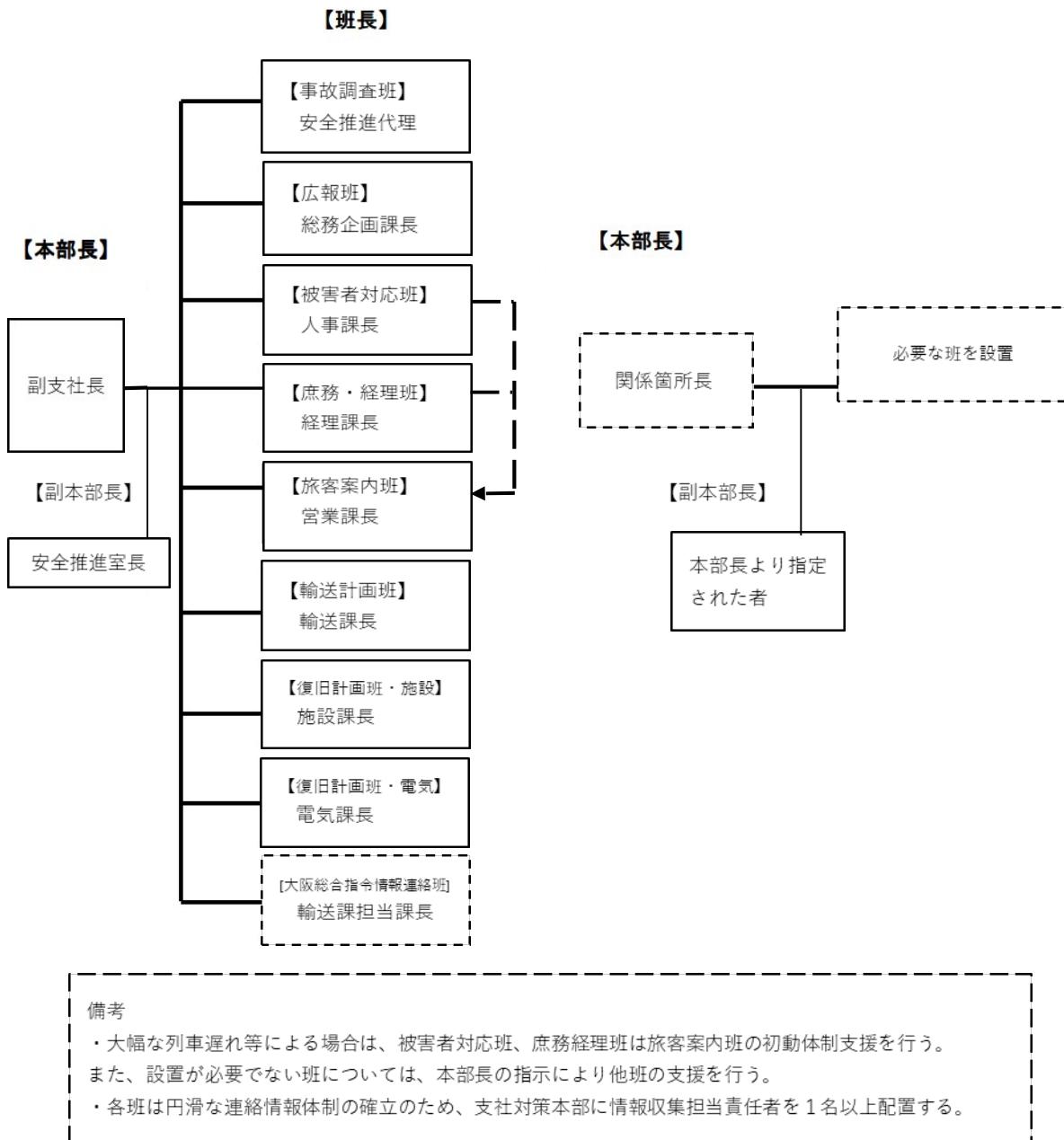
現地対策本部



② 第2種体制

支社対策本部

現地対策本部



③ 第3種体制

第2種体制に準じて構成し、必要な班のみを設置する。

旅客救済及び設備点検の主体となる課長は、情報収集担当責任者を指定し支社対策部に派遣する。

なお、支社対策本部長は安全推進室長とする。

④ 情報連絡体制

関係社員への迅速な状況伝達、関係部門で情報収集や共有を行う必要がある場合に施行する。なお、体制施行における召集範囲は、別に定める「和歌山支社における非常連絡体制表」における連絡体制とし、支社対策本部等の設置は行わないこととする。

第3節 道路災害応急対策計画（近畿地方整備局紀南河川国道事務所・和歌山県・建設課・農林水産課・消防本部・白浜警察署）

1 計画方針

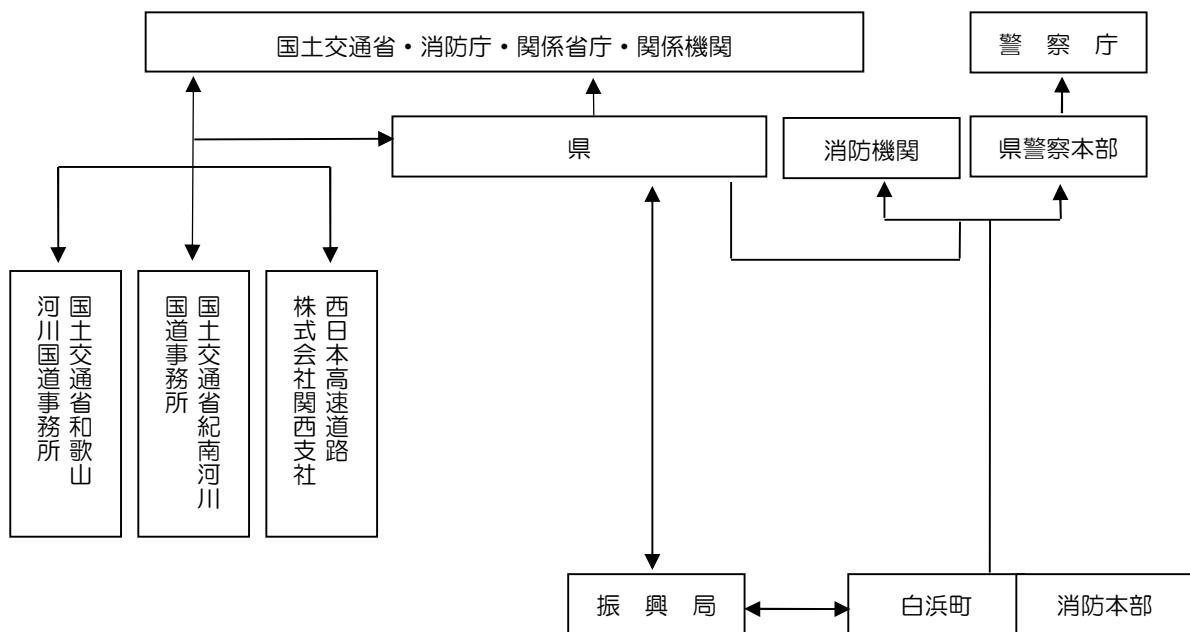
本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- ウ 県は、町から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。
- エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

通報連絡体系図



(2) 応急活動及び活動体制の確立

- ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 関係機関は、それぞれの防災計画の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体

制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

- ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- イ 県、町及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) その他

- ア 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。
- エ 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第10章 在港船舶対策計画（田辺海上保安部・農林水産課・日置川事務所）

1 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 事故防止の徹底

津波等における船舶の災害を防止するため、紀南地区海上安全対策協議会を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

(2) 在港船舶に対する措置

津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、在港船舶に対して避難勧告又は注意喚起を行う。

(3) 港内における障害物の措置

ア 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

(4) 田辺港長（田辺港）の措置

ア びょう地の指定

イ けい留施設使用の制限又は禁止

ウ 移動命令

エ 入港の制限又は禁止

オ 修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令

カ 木材けい留に関し、船舶交通の障害とならないように流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

(5) 田辺海上保安部長（日置港）の措置

ア 移動命令

イ 入港の制限又は禁止

ウ 港内巡視の強化

エ 在港船舶への情報周知

第11章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画（消防本部）

1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

（1）事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防用設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

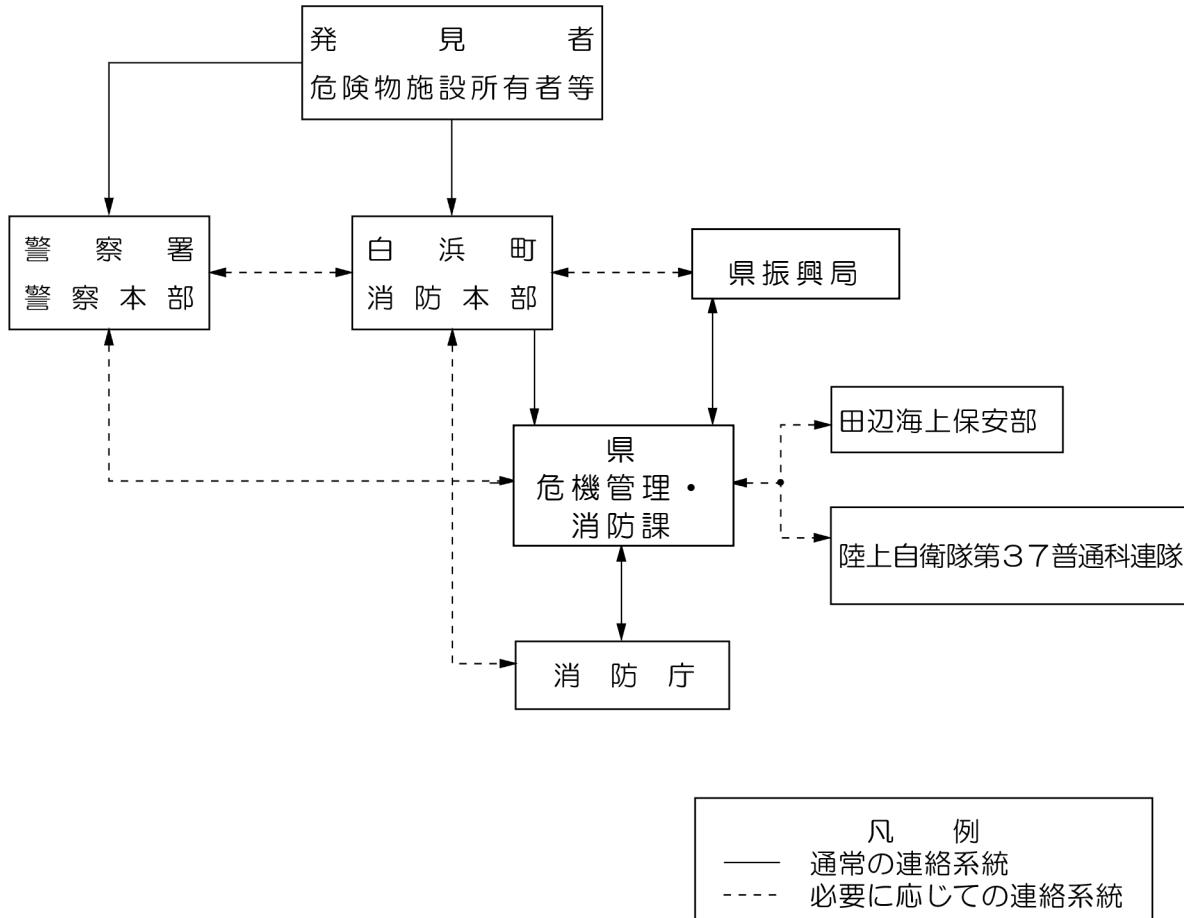
- ① 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防用設備等を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の措置を講じる。

（2）町本部の活動

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を「白浜町消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

（3）通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第2節 高圧ガス災害応急対策計画（消防本部）

1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

(1) 高圧ガス火災の措置

高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 住民避難等

上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。

(3) 通報等

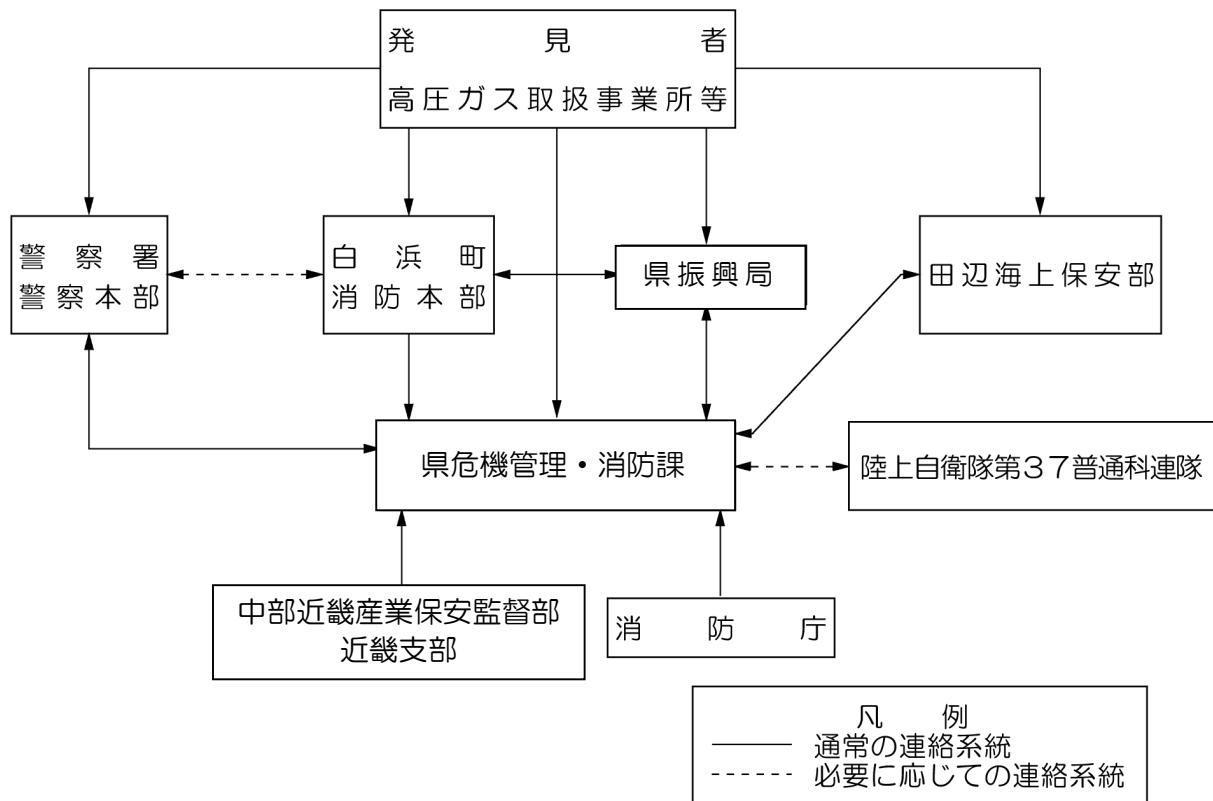
高圧ガスによる災害が発生した場合、次図により消防本部、警察等に通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

- イ 被災者の救出、救護
ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

（4）関係事業所の応援

必要に応じて、県内高压ガス団体又は関係事業所の応援を求める。



第3節 液化石油ガス災害応急対策計画（消防本部）

1 計画方針

液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために本計画を定める。

2 計画内容

(1) 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等においては、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる

ア 応急措置と応急要請

直ちに緊急資材の完備を確認し、次いで情報の入手（電話等）を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）和歌山県LPガス協会の各支部に連絡する。

1 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全錠の復旧を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピッ

ト）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無など）の把握に努める。結果は（一社）和歌山県ＬＰガス協会に連絡する。

ウ 応急体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を（一社）和歌山県ＬＰガス協会から入手し、応援に急行する。

エ 情報提供

被災の状況、復旧の現況と見通し等について、（一社）和歌山県ＬＰガス協会に適宜、情報の提供を行う。

（2）一般社団法人和歌山県ＬＰガス協会

一般社団法人和歌山県ＬＰガス協会は各支部間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するように体制の充実強化に努める。

第4節 放射性物質事故応急対策計画（消防本部・地域防災課）

1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び町等へ通報する。

第5節 危険物、高圧ガス・ＬＰガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（消防本部）

1 計画方針

危険物、高圧ガス・ＬＰガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

（1）輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防本部及び警察署に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

- 工 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
- 才 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。
- 力 LPガスについては、（一社）和歌山県LPガス協会、地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

（2）町の活動

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、「白浜町消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

第6節 有害物質流出等応急対策計画（生活環境課・地域防災課）

1 計画方針

- (1) 災害による有害物質の流出及び石綿の飛散により、住民の健康被害が生じ又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 計画内容

(1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～（和歌山県）」に基づき行うものとする。

- ア 県は、町と協力してアスベスト台帳（注）に基づき石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
- イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 県は、被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供する。

エ 県及び町は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

注）「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

(2) 有害物質流出応急対策（上記1-(2)-イの物質）

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】（和歌山県）」に基づき行うものとする。

- ア 県は、町、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。
- イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。
- ウ 県及び町は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。
- エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壤等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び町の協力を得て実施する。
- オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じるおそれがある場合は、県及び町等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第12章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

本章は、地震防災の応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

1 情報収集と伝達

情報収集と伝達は、基本計画編第3編第13章第1節2項（災害時における情報の収集及び連絡）による。

2 重要通信のそ通確保

重要通信のそ通確保は、基本計画編第3編第13章第1節4項（1）（重要通信のそ通確保）による。

3 災害時伝言ダイヤル等の提供

災害用伝言ダイヤル等の提供は、基本計画編第3編第13章第1節4項（3）（災害時伝言ダイヤル等の提供）による。

4 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、基本計画編第3編第13章第1節6項（対策要員の確保）及び9項（対策要員の広域応援）による。

5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、基本計画編第2編第20章第1節6項（災害対策用機器及び車両等の配備）に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、基本計画編第2編第20章第1節7項（災害対策用資機材等の確保と整備）に定めるところにより、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、基本計画編第3編第13章第1節10項（災害時における災害対策用資機材の確保）により、確保する。

6 通信建物、設備等の重視と点検

津波襲来時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

7 工事中の設備に対する安全装置

津波の襲来のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中止に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

(KDDI 株式会社)

I 應急対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- (1) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- (2) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

3 防災に関する組織

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- (2) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

- (1) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

5 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

II 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化

地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 地震防災応急対策

- ア 地震予知情報等の伝達
- イ 災害対策本部等の設置
- ウ 地震予知情報等が発せられた場合における通信の業務
- エ 災害対策用機器、設備、車両等の配備
- オ 局舎、設備等の点検
- カ 社員等の安全確保
- キ 地震防災応急対策の実施準備
- ク 地震防災応急対策の実施状況等の報告

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

- ア 地震防災上必要な知識の普及
- イ 地震防災訓練

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に關し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 津波情報等の伝達経路等の設定

(2) 地震防災応急対策

- ア 安全の確保
- イ 重要通信の確保

(3) 地震防災上必要な知識の普及

(ソフトバンク株式会社)

I 応急対策

1 災害発生直後の対応

(1) 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保を行う。

(2) 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

2 復旧作業にいたるまでの対応

(1) 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

（2）応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

（3）公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

（4）災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

II 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

（1）防災応急対策

- ア 地震予知情報等の伝達
- イ 災害対策本部等の設置
- ウ 必要要員の動員
- エ 指令伝達及び情報連絡の経路
- オ 社外機関との連携体制の確立
- カ 重要通信のそ通確保
- キ 災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保
- ク 通信建物、設備等の巡視・点検及び作業員の安全確保

（2）地震防災に関する知識の普及及び訓練

- ア 地震防災教育
- イ 地震防災訓練

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周

辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

- ア 津波情報等の伝達
- イ 災害対策本部等の設置
- ウ 必要要員の動員
- エ 指令伝達及び情報連絡の経路
- オ 社外機関との連携体制の確立
- カ 重要通信のそ通確保
- キ 災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保
- ク 通信建物、設備等の巡視・点検及び作業員の安全確保

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

- ア 地震防災教育
- イ 地震防災訓練

第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図り、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

3 通報・連絡

(1) 通報・連絡の実施

対策組織の長は、被害情報などについて、定められた経路に従い通報・連絡する。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、通信連絡施設・設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

4 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

ア 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報）

③ 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況)

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

① 電力施設等の被害状況及び復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

④ 従業員等の被災状況

⑤ その他災害に関する情報

(2) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するためにそれぞれの対策組織の長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

6 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

7 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調 達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸 送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

8 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

9 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

10 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

11 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(1) 情報伝達、避難誘導

気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。

また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員及び作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

(2) 津波からの避難

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。

(3) 津波襲来に備えた措置

津波警報が発表された場合、火力発電所及び浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を

確保したうえ、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検及び巡視を実施する。

ア 安全措置

- ① 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止
- ② 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖
- ③ 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

イ 緊急点検及び巡視

- ① 転倒又は移動するおそれのある設備の固定状況の点検
- ② 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛け工事及び作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事及び作業を中断するものとする。

また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、上記（ア）（イ）に準じた措置を実施する。

12 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において、津波、余震等のおそれがなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。

（1）特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を定められた手順等により実施する。

（2）通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

（3）応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を定められた手順等により実施する。

13 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- （1）復旧応援要員の必要の有無
- （2）復旧要員の配置状況
- （3）復旧用資機材の調達
- （4）復旧作業の日程
- （5）仮復旧の完了見込
- （6）宿泊施設、食糧等の手配

(7) その他必要な対策

14 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第3節 ガス施設災害応急対策計画（各事業所）

1 計画方針

災害発生時には、保安規程、地震時措置要領に基づいて二次災害を防止するために応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集、伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

防災行政無線等により気象情報等を収集し、各部署に伝達する。

イ 通信連絡

災害発生時の関係先との伝達方法は、災害時優先電話、業務無線、単車等にてを行い、平素から緊密な連絡協調に努める。

ウ 被害状況等の収集

当社工場、導管及び顧客施設の被害状況を収集し、関係先機関に連絡を行う。

(2) 対策要員の確保

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、緊急通報体制網により動員する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し被害を最小限ににくい止めるため、顧客及び一般住民に対し、広報車等により災害に関する各種情報を広報する。

(4) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行っているが非常の際は、地域、場所別に被害が予想される施設の重点巡回警戒を行う。

(5) 危険防止対策

事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には内容に応じた体制にて出動し、状況に応じた適切な処置を迅速に講じ、また関係機関と協力して二次災害の防止に努める。

(6) 応急復旧対策

ア 復旧工事にあたっては、被害箇所の修繕を行い、安全を確認してからガスを供給し、異常のないことを確認する。

イ 被害調査を実施し、地区別の復旧優先順位を検討し、復旧ブロック及び要員計画を立てる。また、重要施設から復旧する。

第13章 文教対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

第1節 小・中学校の計画（教育委員会）

1 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

（1）児童生徒の安全の確保

- ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立する。
- イ 校長は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶおそれがあるときなど現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに本部に報告するものとする。
- ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

（2）学校施設の確保

- ア 被害程度別応急教育予定場所

- ① 応急的修理で使用できる程度の場合
当該施設の応急措置をして使用する。
- ② 学校の一部校舎が使用できない程度の場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。
- ③ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合
公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
- ④ 特に地区が全体的被害を受けた場合
住民避難先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設を利用する。

- イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、当該施設管理者の応援を得るものとする。

（3）教職員の対策

- ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

- イ 町内操作

学校内で解決できないときは、校長は、本部に派遣の要請をするものとする。本部

は、管内の学校内において操作するものとする。

第2節 学校給食関係の計画（教育委員会）

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

（1）実施計画

- ア 本部は、被害状況に応じ、本町における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するものとする。
- イ 施設及び原材料が被害を受けた場合は、必要に応じて、応急措置の実施についての指導・助言を、県本部より受けるものとする。
- ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開したときは、その業務に支障が及ぶことのないよう、一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。
- エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意するものとする。

（2）物資対策

物資に被害を受けた場合は、県本部への被害状況報告を速やかに行うとともに、必要に応じて、被害物資の処分等についての指示、指導・助言を受けるものとする。

第3節 社会教育施設関係の計画（教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所等に利用されるので、本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第4節 文化財等救援・保全活動の計画（教育委員会）

1 計画方針

災害時における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

2 計画内容

災害発生時においては、町教育委員会が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、文化財の被害状況を把握し、救援・保全を速やかに実施するよう努めるものとする。

第5節 学用品支給計画（教育委員会）

1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

2 計画内容

(1) 納入の種別

教科書、文房具、通学用品

(2) 納入対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 納入方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県又は町が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の納入を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を町長に委任することがある。

イ 県又は町は、学用品の納入に当たっては、まず、その納入対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に納入対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の納入基準

ア 「学用品の納入」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであること。

イ 「学用品の納入」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 「学用品の納入」のため支出できる費用は、教科書代としては「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を納入するための実費とする。

エ 「学用品の納入」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

第14章 災害警備計画

第1節 警察警備計画（白浜警察署）

1 計画方針

大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、和歌山県警察の総力を挙げ、迅速、適切かつ効果的な警察活動を実施し、住民の安全と県内における秩序を維持する。

2 計画内容

(1) 任務と活動

大規模地震等が発生した場合には、次の警察活動を行うものとする。

- ア 被害情報の把握
- イ 避難等の措置
- ウ 救出救助及び行方不明者の捜索
- エ 死体の検視及び見分
- オ 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- カ 危険箇所の実態把握及び警戒区域の設定
- キ 津波警報等気象情報の収集及び伝達
- ク 被災地における犯罪の予防・検挙
- ケ 地域安全情報、災害関連情報等の広報
- コ 関係機関の活動に対する援助

(2) 警備体制

「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への自主参集、又は非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その地震の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

(3) 通信体制

大規模地震等が発生した場合における通信については、「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」の定めるところによる。

第2節 海上災害警備計画（田辺海上保安部）

1 計画方針

災害時における本町沿岸海上の大規模な犯罪、海難等の対策については、海上保安部と緊密な連携のもとに実施する。

2 計画内容

(1) 警備救難体制

海上保安部は、部内規則に基づき、海上における大規模な犯罪、海難等の防止と局限を図るための体制を確立する。

(2) 措置内容

- ア 要員の確保
- イ 犯罪、災害等の発生の防止、又は局限するための対策の検討
- ウ 情報収集及び関係先への通報
- エ 通信配備の強化、必要に応じて通信統制又は通信制限の実施、若しくは臨時通信系の設定
- オ 巡視船艇、航空機の発動
- カ 業務上必要な施設及び資材機器の点検、整備又は手配
- キ 航行警報等による情報伝達、措置すべき事項の指導、必要に応じて関係者に対する船舶の移動命令、航行制限等
- ク 関係諸機関との緊急連絡、情報交換及び必要に応じて協議する等の相互協力
- ケ 住民の心の安定に重点を置いた広報

(3) 対策本部の設置

海上保安部は、海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、管内の船艇、航空機、人員等の派遣を受け、災害時の応急措置を統一的かつ強力に推進する。

(4) 通信体制

災害発生地等と通信連絡の途絶等が生じた場合は通信を中継する巡視船を派遣するなどして、関係機関相互間の通信連絡の確保に努める。

第15章 災害対策要員の計画

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 職員の動員
- (2) 消防団員の動員
- (3) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

○ 応援要請事項

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入計画（民生課・地域防災課・白浜町社会福祉協議会）

1 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 防災ボランティアの受入

ア 県への要請

町内で、大規模な災害が発生した場合、本部は県に対して防災ボランティアを要請するものとする。なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。

イ 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、町と協力して災害救援活動に当たるものとする。

ウ 未登録専門ボランティアに対する対応

町は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

(2) 一般ボランティアの受入

町及び町社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、白浜町災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

第2節 労働者の確保計画（地域防災課・業務所管各部署）

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用はそれぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、ハローワーク（県下各公共職業安定所）の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

- ① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者があり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。
- ② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員。
- ③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員。

ウ 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員。

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための薬剤等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員。

力 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならぬ。

ア 救助実施記録日計票

イ 賃金職員等雇上げ台帳

ウ 賃金支払関係証拠書類

第16章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局紀南河川国道事務所・和歌山県・建設課・白浜警察署）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、概ね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

ア 規制の実施は次の区分によって行うものとする。

区分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合
	知 事 町 長	2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるとき
	警 察 署 長	2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき
	警 察 官	3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

イ 隣接市町に対し広域交通管制の要請を行う。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者及びその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア 道路管理者

災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、町長は、本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとする。この場合、町長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

(5) 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

ア 緊急通行車両の基準

① 緊急通行車両とは、

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、②の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

② 規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していく、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ 緊急通行車両の確認

① 確認の申出

a 申出場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

b 申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成したうえ、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等のうえ申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

c その他

緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備え付けのものを使用。

② 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

③ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

④ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

a 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

b 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

c 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

d 緊急通行車両とならないもののうち、

○ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

- 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）
のいずれかに該当する車両

ウ 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）

- ① 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- ② 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。
- ③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者は自ら車両等の移動を行うことができる。
- ④ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

（6）交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

（7）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察

署長に通知しなければならない。

(8) 公安委員会から道路管理者への車両移動等の措置要請（基本法第76条の4）

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

(9) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

① 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

② 基本法第76条によって規制したとき。

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

① 禁止、制限の対象

② 規制の区域及び区間

③ 規制の期間

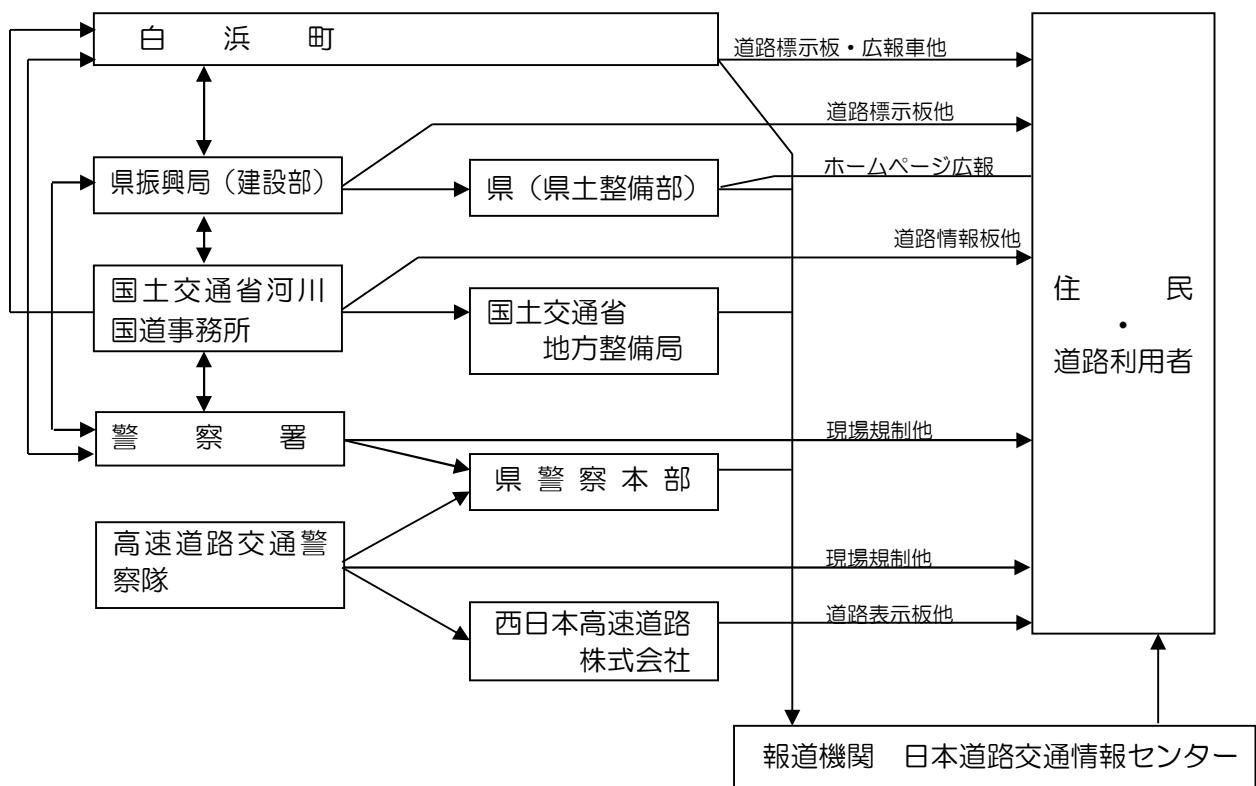
ウ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(10) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤迂回路その他の状況

(11) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 町長の責務

- ① 他の道路管理者に対する通報

町長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路がかけ崩れ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

- ② 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待つことまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

- ③ 知事に対する応援要請

町は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

第2節 船舶交通の応急対策計画（田辺海上保安部・農林水産課・日置川事務所）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

2 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

実施責任者	港名	規制内容
田辺港長	田辺	1 けい留の制限又は禁止 2 びょう地の指定 3 移動の制限 4 移動命令 5 船舶交通の制限又は禁止 6 危険物積載船舶の停泊場所、荷役の規制 7 水路の保全に関する命令 8 火気取扱の制限又は禁止
田辺海上保安部長	日置	

ア 港長又は、田辺海上保安部長（以下「港長等」という）は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ 田辺港以外の港における規制内容は、4、5、7及び8とする。

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は船舶交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、田辺海上保安部長に通報するものとする。

(3) 航行規制の要領

ア 災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

イ 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア 田辺海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

第3節 輸送計画（地域防災課・防災関係機関）

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

2 計画内容

（1）基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

① 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a 上記①の続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a 上記②の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資

c 生活必需品

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送
- ウ 船舶による輸送
- エ ヘリコプター等による空中輸送
- オ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、概ね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

① 県

a 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、土木部土木総務班に要請する。

- 輸送区間又は借上機関
- 輸送量又は車両の台数等
- 集合の場所及び日時
- その他の条件

b 総合交通政策班は、次により処置する。

- 自動車のうちトラックについては（公社）和歌山県トラック協会に、バスについては（公社）和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては（一社）和歌山県タクシー協会、（一社）和歌山県ハイヤー・タクシー協会、和歌山県個人タクシー協同組合に輸送を要請する。
- 鉄道によって輸送する場合は、必要な都度、各関係機関と協議して要請するものとする。
- 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー（株）に輸送を要請し、それ以外は総合統制室を通じ田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及

び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。

- 漁船及び遊漁船等については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県水難救済会及び和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。
- ヘリコプター等については、総合統制室を通じ田辺海上保安部及び自衛隊等に輸送を要請する。

② 町

a 町においては、輸送に必要な車両及び要員等の確保については、本計画その他に定めておくものとする。

b 町の所有車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県支部に応援を要請する。

③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所）

近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

④ 西日本旅客鉄道株和歌山支社

西日本旅客鉄道株和歌山支社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときは、その万全を期するものとする。

⑤ 田辺海上保安部

田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑥ 自衛隊

自衛隊は、知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

(5) 緊急輸送ネットワークの指定

県は、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定する。それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画は、国、県、自衛隊等で構成される協議会において策定する。

ア 緊急輸送道路

国、県、自衛隊等で構成される協議会において、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

- ① 高速自動車国道、国道、主要県道等の主要幹線道路
- ② 防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路
- ③ 上記①、②を補完する道路

イ 防災上の拠点となる施設

- ① 県（総合庁舎を含む。）、役場本庁舎、消防署、警察署等
- ② 病院、災害救助物資保管場所

ウ 輸送拠点

緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点をそれぞれ開設するとともに、その周知徹底を図る。

- ① 港湾、漁港等
- ② 飛行場、ヘリポート等
- ③ 駅
- ④ 高速道路ＩＣ、道の駅等

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

第17章 自衛隊派遣要請等の計画（地域防災課・陸上自衛隊第37普通科連隊）

1 計画方針

町内の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町長は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者（知事）の要請を待っては、時機を失すと認められる場合は、警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、又は別に通知がなかった場合においても、自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することがある。この場合、自衛隊の派遣状況について事後速やかに知事（災害対策課）に連絡するものとする。

(2) 町長の知事への派遣要請依頼

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を経由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び本町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

陸上自衛隊 第37普通科連隊	
連絡先	(代表) 0725-41-0090
(昼間)	第3科（内236～239）
(夜間)	当直司令室（内302）
県防災電話	
第3科	392-400
FAX	392-499

(3) 派遣部隊の受け入れ体制

町は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

(4) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互

に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

① 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配置する。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡に当たらせる。

② 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

③ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防本部に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

⑪ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

⑫ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

⑬ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又は町長から委任を受けて町長の職権を行う職員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第63条第3項）

イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第64条第8項）

ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第65条第3項）

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(6) 派遣部隊等の撤収要請

ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

第18章 県防災ヘリコプター活用計画（消防本部・地域防災課）

1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として町等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県の総括管理者（危機管理監）の指示により出動するものとする。

(2) 防災ヘリコプターの応援

町長等の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 応援要請の原則

町内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 当町の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により連絡し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター

T E L 0739-45-8211

F A X 0739-45-8213

県防災電話 364-451, 364-400

県防災 FAX 364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ 被災者等の救出
- オ 救援物資、人員等の搬送
- カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第19章 相互応援及び支援・受援対策計画

第1節 相互応援計画（業務所管各部署）

1 計画方針

災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、他の市町村等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等を締結する。

また、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

2 計画内容

(1) 白浜町の相互応援

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定

本町は、平成8年3月1日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

イ 紀南消防相互応援協定

本町は、平成26年7月24日付けで締結した「紀南消防相互応援協定」に基づき、紀南地域において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

ウ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

本町は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常渇水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

(2) 消防広域応援

大規模な災害が発生した場合に、情報を収集した結果、本町の消防力をもって対応することが困難であると認められる場合には、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。

(3) 警察広域緊急援助隊の設置

国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊を全国都道府県警察に設置した。

公安委員会は、被災地を管轄する公安委員会の援助要求により速やかに派遣するものとする。

第2節 支援・受援対策計画（業務所管各部署）

1 計画方針

災害が発生し、自治体単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に他の

市町村等への支援計画及び町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県・他の市町村等職員の支援計画について定めるものとする。

2 計画内容

(1) 支援対策計画（町外で災害が発生した場合）

ア 被災地への人的支援

本部長は、災害時における応援協定、全国市長会・全国町村会からの要請等に基づいて、被災地へ迅速に職員を派遣する。

イ 避難者の受け入れ対応

関係各部は、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続などの生活全般について対応する。

また、県と連携して、避難してきた被災者に関する情報を把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

(2) 受援対策計画（町内で災害が発生の場合）

ア 県内市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力する。

イ 関係機関への応援要請

本部長は、災害の規模が大きく対応できない場合は、県を通じて、関係機関への応援要請を行う。

① 自衛隊

② 緊急消防援助隊

③ 日本赤十字社

(3) 海上保安庁への支援要請

ア 支援要請事項

① 傷病者、医師、遭難者等又は救援物資等の緊急輸送

② 巡視船を活用した医師活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

③ その他、白浜町が行う災害応急対策の支援

イ 支援要請の依頼手続き

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにするとともに、次の事項を記載した文書をもって知事に対し支援要請を依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭によりを行い、事後速やかに文書により要請するものとする。

① 災害の状況及び支援活動を要請する理由

② 支援活動の内容及び期間

③ その他支援活動の要請に関する必要事項

また、知事への依頼ができない場合は、直接田辺海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、海上保安庁長官に対して要請するものとし、知事に対してその旨を速やかに連絡するものとする。

※海上保安庁の事務所、巡視船艇及び航空機は、防災相互通信波の受信機を装備している。